

第百八十三回国
会
参議院經濟産業委員会會議録第七号

平成二十五年五月二十三日(木曜日)

午後一時一分開会

委員の異動

五月二十一日

水野 賢一君

松田 公太君

補欠選任

五月二十二日

岩井 茂樹君

吉田 博美君

補欠選任

はた ともこ君

平山 幸司君

大臣政務官

五月二十三日

高橋 千秋君

難波 獎二君

補欠選任

牧野 たかお君

江島 潔君

事務局側

吉田 博美君

岩井 茂樹君

常任委員会専門員

平山 幸司君

主濱 了君

政府参考人

出席者は左のとおり。

委員長

増子 輝彦君

理事

大久保 勉君

安井美沙子君

柳澤 光美君

岩井 茂樹君

松村 祥史君

委員

轟木 利治君

直嶋 正行君

難波 獎二君

藤原 正司君

岩城 光英君

江島 潔君

佐藤 ゆかり君

関口 昌一君

参考人

株式会社住環境計画研究所代表取締役会長

東京大学社会科学研究所教授

積水ハウス株式会社取締役専任役員

技術本部長

伊久 哲夫君

中上 英俊君

松村 敏弘君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、水野賢一君、はたともこさん、高橋千秋君が委員を辞任され、その補欠として松田公太君、主濱了君、難波獎二君が選任されました。

○委員長(増子輝彦君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(増子輝彦君) 異議ないと認め、さよう

す。それでは、理事に岩井茂樹君を指名いたします。

○委員長(増子輝彦君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文部科学大臣官房審議官鬼澤佳弘君外四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(増子輝彦君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(増子輝彦君) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

本日、出席をいただいております参考人の方々を御紹介申し上げます。

まず、株式会社住環境計画研究所代表取締役会長中上英俊参考人でございます。

次に、東京大学社会科学研究所教授松村敏弘参考人でございます。

次に、積水ハウス株式会社取締役専任役員技術本部長伊久哲夫参考人でございます。

この際、参考人の方々に、委員会を代表して一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様からの忌憚のない御意見を拝聴し、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、お一人十五分程度で、中上参考人、松村参考人、伊久参考人の順に御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えをいただきたいと存じます。

それでは、まず中上参考人をお願いいたします。中上参考人。

○参考人(中上英俊君) 住環境計画研究所の中上でございます。

今日はお招きいただきまして、大変ありがとうございます。

私、実は総合資源エネルギー調査会の省エネルギー部会の部会長をやっております。あとのお二方の先生方も私どもの省エネ部会の強力なメンバーでございますので、今日は安心して伺いたところでございます。昨年の二月の末だったと思いますけれども、中間報告を出したまま、なかなか日の目を見ないものですからやきもきしておりますので、是非よろしくお願いしたいと思っております。

それでは、私の発言要旨はもうそこに書いてある一ページ目の項目が全てでございますので、これに沿って御説明したいと思っております。

冒頭、「民生部門はもともエネルギー消費としては「その他、残渣項」だった。」と、ちょっと畑違いなことが書いてございますけれども、どのような文献を見ましても、まず最初にやり玉に上がりますが、民生部門が他の部門に比べて非常に増加率が高いと、これが増えていることが大體、我が国のエネルギーを多消費に導いているんじゃないかと、こういうふうな記述が見られるわけでございますけれども、元々、一九七三年ごろを起点にしますと、そのころの我々の生活水準というのはクローラーすらまだ全部の家にはないと、ビルですら、例えば官公庁の建物に冷房なんて入っていない時代でございますから、そのころを起点にして今と比べられると、それは数倍に増えていることはこれは間違いないわけでありまして、これは決して無駄遣いをしたわけではなくて、生活水準が上がり、環境水準が向上したというあかしでございます。

したがって、起点を一九九〇年であるとか一九九五年ぐらいに取りますと家庭用なんかはかえって減少傾向に向かっておりますので、全然

違ったニュアンスかと思えます。この辺を少し強調してお話をしていきたいと思えます。

最初に、省エネルギーでございますが、これは申すまでもなく、エネルギー問題の私は全ての基本だと思っております。

次のページに参考資料として絵がかいてございますけれども、よくエネルギー政策の四本柱というところで化石燃料、原子力、再生可能エネルギー、省エネルギーとこう四つ並べられるわけでありまして、最初の三つは下の図に書き直してありますようにこれ全て供給サイドでありまして、省エネルギーだけが需要サイドでありまして、需要をいかに、どういうエネルギーで賄っていくかという形で論じられるのが基本でございますから、したがって、需要を徹底して合理化するというのが省エネルギーの基本であるとするならば、まず省エネルギーを徹底した上でその後の化石燃料、原子力、再生可能エネルギーのバランスを考えよう、こういうシナリオになるべきでありますから、全て省エネが基本だということでございます。

それからもう一つ、省エネルギーはほかのエネルギーに比べますと、これは需要でございますから、国民全て、全員が当事者なわけでございます。新エネルギーですと、太陽光発電であるとか風力であるとか当事者がかなり限定されてまいりますけれども、省エネルギーとなりますと、御家庭の主婦から子供さん、ここにいらつしやる先生方も全て入りますけれども、国民全員、企業全員、全部、あらゆる方が当事者でございますから、そういう意味で、省エネルギーというのは国民総意をもって取り組まなきゃいけない課題だということふうに考えております。

次に、今回の省エネ法改正の中で非常に大きな特徴の一つでございますけれども、電力のピーク対策というものを盛り込んだわけでございます。従来の省エネルギーは、エネルギーの消費量をいかに合理化するかということであって、エネルギー消費量を減らすという方向が唯一の目標、目

的であつたように思いますが、今回の一連の不幸な事態以降、電力についての私たちの付き合い方ということも、これもエネルギーを合理的に使うという意味では非常に重要な課題になってまいりました。電力はためられないものですからピークに合わせて発電所を造っていくわけでありまして、このピークだけが伸びていくということはトータルで見ると非常に国益を損なうといえますが、エネルギーの合理的利用に反する場面が多々ございます。

したがって、今回ピーク対策を入れたということはある意味では画期的な扱いだったのではないかと思いますので、多少なじみがないものですが、今回の改正についてはこの辺も十分に御理解をいただきたいと思っております。

これ、諸外国ではディマンド・サイド・マネジメント、これDSMと書いてありますが、ディマンド・サイド・マネジメントという言い方をしまして、供給サイドだけではなくて、ディマンドサイドで物を考えようと。ディマンドサイドにお金を掛けた方がいいか、サプライサイドに掛けた方がいいか、トータルで考えて一番社会的利益が高い方を考えようということで、省エネルギーというのはその最大の柱でございます。ピークシフトもございまして、最大の柱でございます。それに対して新たにピーク対策が日本でももう一度脚光を浴びたということでございますから、是非この辺を強調しておきたいと思っております。

次に、新しい期待といいますか、ということについて少し触れてみたいと思っております。スマート化というのが今はやりでございます。どこでも、スマートタウン、スマートハウス、スマートグリッド、スマートがはや言葉でございますけれども、どこを起点にしているかというところ、元々は、エネルギーから見れば、まず消費者のエネルギーの使い方自体をかなり克明にフォローアップ、トレースできるという仕掛けの一つとして、スマートメーターというものがここ二十年ぐら

いで欧米諸国で普及が進んできたわけでございます。

このスマートメーター、どういう目的で進んできたかというのは、二枚目開けていただきますと、ページ五と打つてありますスマートメーターとはございまして、御承知だと思いますが、通信機能やほかの機器の管理機能を持った高機能型の電力メーターのことでございます。今のメーターは単に計量するだけでございまして、単体機器まで含めた計測が可能なかなり高度な機能を持つものであります。

国によって入れる目的が違いますが、アメリカではスマートグリッドの構築の第一歩として位置付けられているようにございます。それからイタリアでは、これも御案内かと思いますが、ナポリ以南では大変多く盗電されるようになっております。これは東京電力の東電ではなくて、盗まれる電力だそうでありまして、イタリアのエネルギーの企画担当者がスマートメーターを入れて非常に収益が上がったといつて得意そうに話しますので、なかなか聞いておりましたら、二割ぐらい盗電されていたのが全部捕捉できたということで大変喜んでおりました。

もう一点びっくりしましたのは、毎月の消費量が分かると。これは日本人にはほとんどびんと来ないことではあります。欧米諸国では年に一度か二度しか計量しないわけですね。その計量実績に基づいて、翌年月払で月別に請求書が来るものですから、年に一回です。前年の自分の行動がにわかにメーターの情報として返ってこない。ところが、一か月ごとに返ってまいりますと、前の月の自分の消費行動が結果として電気料金に反映されて、省エネしたかどうかというのが分かるというところで、これが非常に評判が良かったと言われたものですから、ああ、この辺は日本の方がずっと進んでいるなという気がいたしました。国によっていろいろ入れる動機が違ってくると思っております。

我が国の場合には、ある意味で毎月の消費が分

かるわけでございますし、非常に安定的な電力需給が成り立っているものですからスマートメーターに対して余り関心が深くなかったんですが、三・一一以降になりました、やはり需要構造を含めた一体的な電力需給の在り方というのを考える上ではスマートメーターというのは不可避である。その延長上にスマートハウス、海外ではスマートホームと申しますけれども、スマートタウンとかスマートコミュニティといったふうな展開が多様になされていくわけでありまして、この辺も十分に整理して方向を誤らないようにしないと、日本だけのガラパゴスになってもいいけませんし、今後また考える重要な課題の一つかと思っております。

次に、こういったものを利用して、情報の分りやすい伝達が必要ではないかということで、これは四枚目、エネルギー情報の提供の在り方ということで、ごく簡単に日本とアメリカとフランスの三つの例を示しておきました、日本でもやつと三・一一以降こういった情報がアクセスすると需要家でも見ることができるようになったわけでございますけれども。

次のページ開けていただきますと、これはアメリカのカリフォルニアの例でございますけれども、右のグラフにありますように、今、自然エネルギーだけに焦点を当てて、時刻別にどのような自然エネルギーが皆様の御家庭に届いているかと、こういう情報がすぐに見ることができ、もちろん化石燃料の別も見ることができ、種々な情報がユーザーが直接アクセスして見ることができるといって例でございます。

下はフランスの例でございます、これはこれから日本でも問題になってくると思いますが、ディマンドレスポンスにつながるような非常に細かい時間的な電力需給の動向であるとか、それからフランスは、欧州地続きですから、電力の輸出入はどういう状態になっているかと、かなりマクロなデータからミクロのデータまで細かくユーザーが直接アクセスして見ることができると。やがて

やつぱりこういった方向に我が国も進んでいくだろうと、進めていかなければならないんではないかということで、海外での一例でございます。見える化することは非常にやつぱり効果がございまして、私たちも幾つかプロジェクトをやりましたけれども、非常に面白かった例では、省エネ診断をやりました、各御家庭に細かくいろんな計測をいたしまして、おたくの冷蔵庫はどうも使い過ぎだから、ちよつと使い方がおかしくありませんかと、エアコンがちよつとほかの家に比べるとうまいようですよつて診断結果お出ししましたら、余計なこと言ふなと、人の家のことを細かく言ふなと怒られまして、診断しているんだからしようがないだろうと思つて。

まあ、それはそれとして、最後の結論で、各地域ごとに四百世帯ずつぐらい少ないところから多いところまで順番に並べまして、もちろん名前も伏せてありますが、おたくの家は上から三十番目ぐらいですよつて書くと、家は何でこんなにくさん使っているんでしょうかとかそういう質問が来まして、いや、だからそれは先ほど診断結果でお出ししたじやないですかと言ふと、あれがそうだったんですよと、ほかの家と比較するとか、情報をやつぱりひとつ分りやすい形でお返しするとすぐに省エネ行動、あるいは省エネの活動につながるような傾向がうかがえるわけでございます。こういったものを先ほどのスマート化と併せて今後重点的に進めていくべきではないかと思っております。

次に、少し毛色が変わっておりますけれども、大体これまでの技術あるいは法律というのは新しくできるもの、新築の住宅であるとかビルであるとか新しい家電製品であるとかということ、フローとストックという言い方をすれば、フローに対する施策が中心であります。これは非常に重要であります、これから先のCO₂の削減等々に絡んでいきますと、膨大なストックをどうするかという問題は非常に大きな問題として残されてまいります。

その中で、なかなか普及しないわけでございますが、既存ストックの省エネルギーということで、新しいビジネスモデルで、日本でも十年前からESCO事業、エネルギーサービスカンパニーの略でございますが、これはアメリカでできたモデルなものですからその頭文字を取ってESCOと言っているわけでございますけれども、こういった事業を推進しようとするが、なかなかうまく進んでくれない。いろいろな問題があるわけでございますが、こういったストック対策についてもう少し踏み込んだ対策を講じていかないと、国全体に省エネルギーということになりますと、まだまだ余地があるんじゃないかという気がいたします。

それから次に、消費者行動が全ての基本と書いてありますが、私、このところ、来週もヨーロッパの省エネ会議に行くわけですが、去年もアメリカの会議に行つてまいりましたが、最近欧米での省エネルギーに対する一番関心の高い研究テーマは消費者行動と省エネルギーであります。こういう研究が非常に活発でございます、工学部とかそういう理系の人だけではなくて、文化人類学者の方々が大勢参加してけんけんがくくやつぱりやつていらつしやる。

昨年そのヨーロッパの会議に参加しましたら、スマートメーターとかHEMSだBEMSだと言われるようなシステム、そういう技術というのは単なる道具だと、基本的には消費者が主役なんだと。消費者がそういうものをどう使うかということとをきちつと押さえた上でフィードバックしていかないと、高度なシステムを入れたから即それが省エネにつながるというのはそうではないんだよということ、これはメーカーの方あるいはエネルギー事業者の方から異口同音にそういう言葉を聞きましたし、研究がそういう形で進んでいるのを見ますと、日本でも、そういう社会的な見地も含めて、現場がどうなっているかというところをやつぱり十分フィードバックしながら問題を考えていかなきゃいけない、また政策をつ

くつていかなきゃいけないんじゃないかと思っております。

最後でございます。そういったことを考えますと、省エネルギーの基本は、基本的にはみんなが今エネルギーをどのように使っているかと、現場でどういうエネルギーの使い方をしているか。これは一人一人の御家庭だけではなくて、工場もそうでしょうし、ビルもそうでしょうし、お店もそうでしょうけれども、そういうものを細かく一つ一つ掘り起こしていくこと、そこには恐らくまだまだ大変大きな省エネルギーの余地が私はあるんじゃないかと思っております。

だんだん話は難しくなつてまいりますが、私も、その難しいところに踏み込んでいかないと本当の意味での省エネルギーというのは稼ぎ出せないということじゃないかと思ひます。

私からの最初の陳述は以上でございます。ありがとうございました。

○委員長(増子輝彦君) ありがとうございます。

次に、松村参考人をお願いいたします。松村参考人。

○参考人(松村敏弘君) 東京大学社会科学研究所の松村と申します。

本日は、このような機会を与えていただき、ありがとうございます。

今日は、省エネ法改正に関する意見を申し上げます。省エネ法改正は二つのポイントがあり、トップランナー制度を拡充するというのが電力ピーク対策を追加したという二つの点があります。それぞれについて意見を申し上げます。おめくりください。

スライド三のところですが、そもそもトップランナー制度というのは、もちろん皆さん御案内だと思いますが、基準年、もし今から始めるなら今ということですが、ここで最も効率的なものというのを参照点として、効率的に達していないところも三年から十年という比較的長期の期間を取つて追いつくということを要求して、それで追いつ

けないところは基本的に企業名を公表するという形で規制するというものです。これは、比較的長期の対応を前提としているのと、規制色、強制色が非常に強い。基準を達成しなかったとしても販売禁止だとかというようなことにはならないという意味では規制色が非常に弱い。それから、対象を限定とする、比較的大きな企業だけを限定、対象とするということで、比較的少数の企業が長期的な視野に立って顔の見える競争をしているという、こういう局面で大きな効果を持つ規制だというふうに理解しております。

今回の改正では、今まではエネルギーを使う機器というのにトップランナー規制が入っていたのを、広く省エネに資する製品を部材も含めて考えるということが改正点だと思います。

比較的弱い規制でこれだけ大きな成果を上げてきたというわけですから、対象を広げるというのは非常に合理的なんです。ちよつと経済学者としては情けないのですが、なぜこの弱い規制でここまで成功したのかというのは、何となく七割ぐらいいは納得しているんですが、まだ三割ぐらいいは何でやねんというのはちよつとよく分かっていない。この辺は私たちが努力してきちんと調べていかなければいけないことだと思うのですが。ということとは、まだ完全にメカニズムが解明されていないわけではないので、今回拡大した対象、これ自体は非常にいいことだと思いますが、本当にうまくいったのかどうかということを事後的にきちんと精査することによって、どのような条件の下でこの規制というのがうまく働いたのかということをしきりと精査してフィードバックしていくことが重要だと考えております。

それから、今までのやり方と大きく変わっているところは、今までは一つの製品丸ごとというので規制してきた。例えば自動車という、自動車の燃費を規制するのであって、例えばエンジンの性能を規制するだとか重量を規制するだとかということではなく、どんなやり方でもいいから自動車の燃費を上げなさいと。もちろん自動車の燃費

を上げることが目的なのでこれは非常に合理的なんです。今回は、例えば窓ガラスだとかあるいは断熱材だとかというようなところに対象を広げるわけなんですけど、本来のターゲットはビルなり住宅なりというものの断熱性能を高める、省エネの性能を高めるといのが本来の目的で、こういう部分的なところにターゲットを当てるといのはある意味で拡充だと私は思うのですが、これをやるとすると、本来の目的は住宅あるいはビルの省エネが目的なので、これ単体ではかなり限界がある。したがって、ほかの政策と組み合わせなければ大きな成果というのには得られないだろうと思います。

ただ、この後、建築基準法とかを改正していくという形で、ほかの政策をやるときに、この政策によって部材が高性能のものが安く手に入るようになるということはその規制のサポートになりますから、これは是非進めるべきことだと思います。が、今まで以上にほかの政策との連携というのが重要になってくるだろうと思います。

それからさらに、これは今回のその対象ではないのでちよつと言い過ぎなんです。今まではエネルギーを使うものという発想だったのが省エネに広く資するものと拡充したわけですから、対象を更に広げることというのを長期的に検討していくべきだろうと思います。例えば、エネルギーをつくるものとつかうものというふうなものも対象にする余地は十分あると思います。

ちよつと話が飛ぶようなんですが、例えば自動車を考えると、燃料電池車というのは動く火力発電所、それから電気自動車というのは動く水力発電所、それからプラグインハイブリッドであれば両方の機能を果たすというふうなことが出てきて、エネルギーをつくり出して供給していく。特に、例えば災害時などで、水素自動車だったらもう自ら動いていけるわけですから、災害のあったところまで動いていってそこで系統につないで、一万台水素自動車をつなげれば大型の発電所一基分ぐらいを代替するぐらいのエネルギーを

出すことができますから、瞬時的に危機的な状況と出すことができます。あるいは、各家庭でも極端に需要が立ってしまったというときに短期的に供給するなんというところは本来考えられていいことだと思います。

これからそういう方向に進んでいくと思います。が、こういうようなものも省エネという観点からとらえていく、自動車を単に燃費だけでとらえていくのではないという世界にまで拡張していけば相当に大きな成果が出てくるのではないかと期待しています。

それから、これも余計なことですが、これは世界的に見てもこんな緩い規制でこんなうまくいっているというのは誇るべきことだと思います。で、十分研究して、なおかつ、内外にどんな発信していく、弱い規制で強い効果を得るといいう規制改革の非常に重要なパーツとしてもほかの省庁も学ぶべき重要な規制だというふうに思っております。

次に、スライドの七を御覧ください。もう一つの柱が電力のピーク対策というわけですが、電力のピーク対策は震災後に注目を浴びましたが、これは別に震災後に必要になったのではなく、元々非常に重要なものだった、それが重視されていなかったのが改めて焦点が当たったというふうに考えております。

ピークに関して言えば、電気は性質上、需要に合わせて供給していかねばいけないので、需要が非常に立つてくれば、それに合わせた設備を持たなければいけないということになります。そうすると、あらかじめ需要をうまくコントロールするということをすれば、その設備費というのを削減することができ、全体として電力料金を低減するということができます。

あるいは、設備を削減することだけでなく、ピーク時に例えば揚水発電所を動かしているということだとすると、くみ上げるときから発電するときに三〇％も電気を失うということになるので、このピーク時の需要をオフピークに移

すということをするれば、それだけで三〇％の省エネというのになる可能性があります。

燃料費という観点からも設備という観点からも、どちらもピーク対策というのは非常に重要で、様々な信頼度や即応性の差のある需要対策というのを取って、それによって全体の供給コストを下げていくという発想がこれからますます重要になってくると思います。

需要対策の主役の一人は明らかに価格メカニズムを使った需要のコントロールだと思います。現在では、大変残念ながら、一般電気事業者の電力料金体系というのは世界で見ても需要コントロールという点で大きく遅れています。元々、大昔までたどれば日本は非常に先進的な試みというのを幾つもしていたということなので、現状は非常に残念です。これから、料金体系というのを合理化していく、デイマンド・サイド・マネジメントというのを十分普及させていくということが重要だと思っております。

それで、このデイマンド・サイド・マネジメントの本命は、私は自動制御だと思います。価格を見て高いから、じゃ、エアコンの温度を一度上げましょうとか、掃除機を強から弱にしましょうとか、そういうような類のことというのは量的にも限界があるし、それから持続性にも限界があると思います。やはり、電気の需給が逼迫しているときに自動的にコントロールしていくという、そういう機器というものが普及していくということがデイマンド・サイド・マネジメントの本命だと思うんですが、消費者がそのようなものを入れるインセンティブがあるためには、ピークを抑える電氣代がその分大きく安くなるという、こういう価格体系になつていないとそもそも入れるインセンティブがないし、それからメーカーもそれを開発するというインセンティブがないということですから、そのような合理的な料金体系というのが、今実証地域で地域限定的に行われているものが、早く全国展開され、メーカーがフルに参入して普及してくることを望んで

おります。

自動制御によるDSMは、先ほど言いました
が、次世代自動車というのの一つの主役になる可
能性について十分あり、広く通信とかセンサーだ
とかという技術も主役の一つなので、相当裾野の広
いものだと思います。デイマンド・サイド・マネジ
メントが普及するということによって様々な産業に
波及効果というのが出てくると思います。これが
是非、成長戦略の中核の一つになつてほしいと
願っております。

じゃ、肝心の省エネ法なんですが、今回の対策
では、あくまで電力のピーク対策としては脇役で
す。

まず、そもそも今回の対策でピーク時の節電を
評価するというのは事業所を対象にしているの
で、そもそも家庭用で余り関係ないんですね。
それから、対象になつていてところの大半は既に
自由化されている領域で、そこが進んでいない
というところは、要するに、現在でもやろうと思
えばやれる料金体系がうまく入れられていない
ということなので、そこを改革することの方が
本来は主役なんだろうというふうに思います。

合理的な料金体系の下で需要コントロールが進
んで、その結果として社会全体の電力コストが下
がり、電気料金が下がり、社会全体の利益になる
という、こういう好循環が生まれることを強く望
んでいます。じゃ、なぜ省エネ法を改正するの
かという、ピーク対策をしようとするのは実は増
エネになつてしまうというふうなことがあり得ま
す。

例えば、コージェネレーションを使ってピーク
時に電気をつくって、これで電気使用量を大幅に
抑えようとするんだけど、実は熱を使うのは夜
です。なんというかがあつたとすると、夜に使う
直前に発電する方が熱が冷めないのでエネルギー
効率は高くなります。しかし、その結果として
ピーク時の電力を供給というところに余り役に立
たない。

これは、ピーク時に電力を供給すること
第九部 経済産業委員会会議録第七号 平成二十五年五月二十三日

があつたとすると、その結果として例えば揚水発
電所の稼働を抑えることができる。それだけだと
三〇〇の省エネになるというのを考えれば、全
体としては多少熱のロスがあつたとしても、本
当はピーク時の対策を取つた方が全体として
は省エネになるということがあるのにもかかわ
らず、これは事業所単位で見ているということ
なので、社会全体として省エネになるものが、
実はその省エネ法が弊害になつてうまく取れな
いということが原理的にあり得るということに
なるわけですね。

そうすると、省エネ法ではピーク時の節電とい
うのを高く評価することによって、社会全体と
して省エネになるようなものを事業所も省エ
ネ法の縛りなく心置きなくやつてほしいと、こ
ういうことで省エネ法を合理化すること、その
ためにピーク時の対策というのが組み込まれた
というふうに理解しています。

このように、まだデイマンド・サイド・マネジ
メントというのは本格的には普及していない
ので、普及に先立つて普及の障害になりそう
なものをあらかじめ除いていくというのは、法
律の改革、規制の改革という点でも非常に望
ましいことでは、是非早急に実現していただ
きたいと思つています。

それから、もう全く余計なことを言いますが、
同じ発想をほかのところでも是非やつてほし
い。例えば、水素自動車の普及させるとか
と。ときに、水素自動車の普及に先立つてあ
らかじめ障害になりそうな規制というのを普
及の前にどんな改革をいって、コストを下げ
、自動車メーカーがドイツメーカーなどの競
争でハンディキャップを負わないようにとい
うようなことを是非考えてほしい。経済産業
省の省新部でないほかの部局も是非非考
えてほしいと思つているので、ここで発言
するようなことではないので、もうこれでや
めよう。

以上です。ありがとうございます。
○委員長(増子輝彦君) ありがとうございます

た。

次に、伊久参考人をお願いいたします。伊久参
考人。

○参考人(伊久哲夫君) 積水ハウスの伊久でござ
います。

本日は、このような機会をいただきまして、あ
りがとうございます。

それでは、住宅生産者の立場から少し意見を述
べさせていただきます。資料に沿って進めさせて
いただきますけれども、内容としては、ま
ず、私も住宅メーカーとしての住まいづくり
における省エネに向けた取組、これについて少し説
明させていただきます。その後、それを踏ま
えて省エネ政策への意見を多少述べさせていただきます。

一メーカーとしての取組のお話になりますの
で、全住宅業界を代表しているわけでもないん
ですが、私も自身が、住宅の供給量であつたりと
か、あるいはその取組の内容等から、省エネの分
野におきましては先行的かつ積極的な事業者であ
ろうと、多分そういうふうな自負しておりますの
で、そのような観点から参考にしていただければ
幸いです。

それでは、最近の商品開発の流れに沿って、ど
んな取組を行ってきたかということをお話しさ
させていただきます。

二ページでございます。言うまでもないんです
けれども、御覧のように、住宅におけるエネル
ギー消費、これは主に冷暖房それから給湯それ
から照明・家電、こんなふうにはほぼ三分に近
い形になつてはいるんですが、その省エネ対策
といたしましてはそれぞれの図のようなものがあ
るわけですね、創エネ、つまり
エネルギーをつくり出すものとして太陽光発電
あるいは燃料電池等があるわけでございます。

三ページでございます。私も従前より住宅の
省エネ化あるいは環境への取組を積極的に推進
しておりますけれども、一九九九年制定された
現行の省エネ法は、次世代省エネ基準と言わ

るものです。いわゆる十一年基準でございます
けれども、これを常に上回る仕様を二〇〇三年
から全ての戸建て住宅に標準採用しております。

エリアによって若干仕様は異なるんですけど
も、図にありますのはIV地域といういわゆるや
温暖な地域における仕様でございます。ちな
みに一般の新築住宅における十一年基準とい
うものの適合率というのは現在約五割という
ふうになっております。更に言えば、ストック
全体は五千万戸と言われているんですけども、
まだ五割というオーダーでございますので、断
熱化を進める意味というのはこの辺にあるわ
けでございます。

四ページでございます。そうして、私も、
快適性とか経済性、こういった住む人にとつ
てのメリットというのをまず第一にしまして
商品づくりあるいは環境への取組を行つて
きたわけなんですけれども、具体的には、前
ページ、三ページにありましたような基本的
なシエラターとしての断熱仕様、これに加
えて、太陽光発電あるいは燃料電池といった
創エネの部分、こういった設備を搭載するこ
とによって生活時のCO₂排出量を、これを大
幅に削減モデルと、いわゆる商品として、こ
れをグリーンファーストというブランド化
をいたしました。二〇〇九年に発売したとい
うことでございます。

ちなみに、二〇一二年にはこの商品が新築
戸建ての八割以上、八三・八%を占めてお
ります。それを構成する主要要素であります
太陽光発電、これは一二年におきましては一
万一千九百二十棟、燃料電池におきまして
は八千九百五十棟という実績を現時点で達
成しております。

五ページでございます。こういった私ども
のいわゆるグリーンファーストという取組は、
新築戸建てだけではなくて、既存住宅のリ
フォームであつたりあるいは賃貸住宅、そ
ういった分野にも主に太陽光発電を設
置するということを通じて積極的に展開
しております。六ページでございます。そう
しているときに、

三・一、いわゆる二〇一一年、東日本大震災が起りまして、これを機に、いわゆる平常時の節電と同時に何よりも非常時のエネルギー確保、こういったことが大きな社会テーマになったわけなんです。こういった課題に對しまして我々も住宅メーカーとして対応すべく新たな商品の展開をいたしました。

七ページでございます。それがここに挙げていますグリーンファーストハイブリッドという商品でございます。その内容は、いわゆる太陽光発電あるいは燃料電池、蓄電池という三電池を連動させるというモデルでございます。その特徴はそこに書いてあります。三点でございます。一点目は、非常に大容量の蓄電池を搭載しているものですから、いつも電気がある安心の暮らしを実現するという点、これが一点目でございます。二点目は、平常時におきましては当然のことながら快適な暮らしをしながら、非常に発電量がありますので、町の発電所といたしまして、いわゆる創エネ機器類を使いまして、町の発電所として日中のエリアへも電気を供給できるぐらいの容量がありますから、そういったことでいわゆるピークカットにも大きな意味では貢献できるということでございます。三点目は、非常時、停電あるいはガスが止まった事態が起りまして、この三電池が自動的に電力供給システムを稼働いたしまして安定した電力を継続的に供給すると、それによって日常に近い生活が維持できると、そういった仕組みの住宅でございます。

八ページでございます。さらに、この度の新たな省エネ基準、これが二〇二〇年の適合義務化へ向けに取組が行われていきますけれども、こういったものに対応すべく更に高い省エネ性能、これを實現する商品を開発いたしました。

九ページでございます。それをグリーンファーストゼロと呼んでおります。本年四月、つい最近で発売された商品なんです。これは生活時のエネルギー収支をゼロにするという、グリーンファーストゼロという商品でございます。具体的

には、さらに従来の商品の床、壁、天井の断熱性能を一層高めまして、かつその開口部ですね、ここに一層の高断熱サッシ、アルゴンガス等を入れた複層ガラスなんです。そういったものを使うことで一層の省エネを進化させると、加えて、太陽光、燃料電池、そういうものも合わせることでエネルギー収支、これをゼロを実現しております。

十ページでございます。ここまでがいわゆる今まで實現した商品化の取組でございます。今後におきまして、十ページにありますように、省エネはもちろんなんですけれども、本来、住宅の供給者としていたしまして住まいの快適性向上に向けて新たな技術開発を行っておりますし、これからも行つてまいります。

具体的には、そこに挙げていますようないろいろな技術メニューが挙げられるわけなんですけれども、そのポイントはその上の丸三つですね。左端、従来グリーンファースト戦略で行つてまいりましたいわゆるエネルギー技術ですね。これに加えて、真ん中、自然との接点あるいは親和性といったものを大切にしたい、いわゆる日本の住宅の良さ、本来の良さを、そういったことを改めて組み込むようなパッシブ技術。さらには、ITの更なる活用によるネットワーク技術ですね。こういったものに注力するところがポイントであるというふうに考えて、技術開発を行っております。

もう最後ですね、十一ページ。以上のような住宅メーカーといたしましての省エネ取組を主に技術とか商品の面からお話しさせていただきましたけれども、これに関連いたしまして、住宅生産者としていたしまして、今後といいますか、今進められております省エネ政策の取組、これに對して意見を簡単に三点述べさせていただきます。

一点目、建材トップランナー制度に関してでございますが、断熱性能を高めるための主要な要素であります、いわゆる断熱材であったりとか窓、サッシ、ガラスですね、こういったものを対象に

して建材メーカーがコストダウンを図りつつ省エネ性能の高い製品を積極的に導入する、これは非常に大事なことであらうと思つております。

ただ、先ほど先生のお話もありましたけれども、建材単体の性能ラベリング、性能付けの話だけではなくて、やはり建物全体の省エネ性能と連動した形で一般消費者にも分かりやすい表示方法、ラベリング等、これが大事であらうと思つてます。

二点目、電力ピーク対策ですね。私どもの取組の中で若干御紹介いたしましたように、一般家庭に導入されるいわゆるHEMSであつたりとか蓄電池、これは電力のピーク対策に家庭部門で貢献できる技術であらうというふうに認識をしております。したがって、更なる普及に向けた継続した支援策というのが必要であらうというふうに思つてます。それから、規格がやつつとあります。統一されましたHEMSですね。これによって制御、今度はコントロールする側ですね、制御する方の制御可能な設備機器、これの普及というのが大事であらうと。

それから、町としてといいますか、エリア単位での、地域単位でのエネルギーの需給バランスの最適化、いわゆるスマートグリッドの部分最適化するための系統電力との連携の促進、これも非常に大きなポイントであらうと考えております。三つ目ですね。省エネ基準の適合の義務化に關しましては、義務化の水準そのものは、やはり導入をスムーズに行うという観点からも義務化導入時点での省エネ基準の達成率、これを十分勘案していただきたいなというふうに考えております。

それから二点目ですが、全体の省エネのボトムアップはもちろんですけれども、もう一方はトップアップ、トップアップとしてのZEH、いわゆるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、住宅等、非常に高い省エネ性能を持つ建物の普及の促進、これも非常に大事な施策であらうというふうに考えております。

最後、義務化に向けましては、今のところ大規

模建築物から段階的に小規模の方へという、そういう進める方向性というのは出されておりますけれども、これは非常に適切な進め方であらうと考えておりますが、併せまして、広く中小の工務店であつたりとか施工主様、その中には非常に事業採算性を重視してコストに敏感な、いわゆるここに具体例を挙げていますような賃貸の共同住宅オーナー様みたいなものを含めて、そういった方たちへの啓発や支援、これも非常に大事なことであらうというふうに考えております。

以上、住宅生産者の立場からお話しさせていただきました。以上でございます。

○委員長(増子輝彦君) ありがとうございます。

以上で参考人の皆様の意見陳述は終了いたしました。これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安井美沙子君 民主党の安井美沙子でございます。

参考人の皆様におかれましては、本日本大貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

十分間の割当ての中で、できれば全く次元の違う質問なんです。二問させていただきたいと思つておりました。質問内容から中上参考人と松村参考人にお伺いしたいと思つております。

まず、一問目は、本当に生活者、消費者としての長年抱えていた問題意識でございます。

私は以前から、電車の中とそれからデパートの中の空調の温度調節について、大変問題があると思つております。先ほど中上参考人からは消費者の行動が基本であるというふうにおっしゃられたのでございます。これは消費者がどういうふうに感じてまいかなともしい問題でございます。電車の場合は、その日の温度とそれから乗車率によつて快適な温度が決まってくると思つておりますけれども、実態はと申しますと、冬は暑過ぎる、夏

は寒過ぎるということが間々あります。そして、冬ですと、混雑した車内で真冬に乘客がダウンなどを着て、ダウンコートなどを着て着膨れしている状態で、その中でも込んでいて、暑くてもう大汗をかいて気分が悪くなるような状況であつて、私は本当に暑がりなので大体二枚脱ぐということがあるんですけども、こういう状態どうにかならないものかと思つてしまひます。

そしてもう一つ、デパートですね。これは冬に店内を暖め過ぎという問題がすごい私は感じていゝるんですけども、お客さんはコートを脱いで店内で歩かざるを得ません。そうしますと、暑い上に手がふさがつて購買意欲がどんどんそがれていきます。私などは意欲満々で買物に行くんですけども、もう疲れて暑くてもう本当に嫌々になつて帰つてしまふと。

経営者はこういう実態がなぜ分らないんだらうと長年思つています。そして、これは個々の現場を見れば大したことないのかもしれないが、全国レベルで店舗の数、それから電車の数を考えれば、ばかにできないエネルギーのロスだと思つています。

今のスマートメーターやデイマンド・サイド・マネジメントのお話を聞いておまして、これはそんなにコントロールの難しいことなのか、何が問題になつてゐるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○委員長(増子輝彦君) 安井さん、どなたにお願いいたしますか。

○安井美沙子君 先ほど申しましたとおり、中上参考人、そして松村参考人をお願いいたします。

○委員長(増子輝彦君) それでは、先に中上参考人、お願いいたします。

○参考人(中上英俊君) ありがとうございます。

非常に的確な御指摘だと思ひます。この問題は、私の資料の一番最後に付いております資料、ちよつと直接的には関係ないんですけども、同じ家庭の生活者という軸で切つてみましても、ご

くごく一般の平均の方と、非常に省エネ意識の高い方と、全然頓着しない方ではプラスマイナス二、三割違つてしまふ。下手をすると、省エネ意識の高い方と意識のない方で倍ぐらい違つてしまふという例があるわけですね。

今の御指摘はどうしてそういうことになつてゐるかという、冷房にせよ暖房にせよ、冷房が足りないというクレームが一番多いんですね。そうしますと、大体正規分布するんですけども、二五%ぐらいの人は一番右端にいて暑がり、二五%ぐらいの人は寒がりといまして、冷房入れる時期というか、暑がりの人からクレームが来るといけないというので、その人に合わせるような設計になつてしまつてゐるんですね。

だから、これは全体的には本当はその意識に合わせて設計することが間違つてゐるわけです。だから、それは是非、今先生がおっしゃつたようなことをもつと声を大きくしていただくと、逆にそういうクレームがあることが今度は設計者にとつては恥であるというふうな意識に変わつてくればいいんですが、今のところ、みんな過剰な方向に行つてゐるわけですね。

一番いい例が、今回の節電で何が一番大きな効果があつたかという、照明なんですね。特にオフィスなんかの照明で七百五十ルクスという基準があるというふうになつてゐるわけでありましてけれども、これを落とすとしてもほとんどクレームが来なかつたというので、ビルのオーナーたちがびっくりしてゐたわけですが、以前は暗いと言われたら困るので、明るい方へ明るい方へやっぱ設計しちゃうわけですね。ところが、今回節電で七百五十ルクスを二百五十ぐらい、まあ三分の一ぐらい落としてもほとんどクレームが来なくて、別に非常時だからということではなくて、事務上差し障りないということだつたんですから、根本的に見直しましょうということがございまして、いろいろ相談受けるんですが。

デパートの場合に、やはりこれは冷房じゃないんですが、照明で御相談を受けたときには、デ

パートというのは、テナントがみんな権利があつてそこで照明の照度を決めてしまふものですか、デパート本体として照度を下げたいと思つても下げられないんですよと言われまして、だから、どこにそのターゲットを持つていくかというところ、やはり限りなくユーザーに近いサブユーザーの方々に意識を変えてもらうというふうにしなきゃいけないという問題で、これは今後の省エネ政策にとつては非常に大きな着眼点だと思ひますので、是非、今のようないくつかの意見をもちと声を大きくして言つていただくと適正な方向にシフトしてくると思ひます。

電車の場合には、弱冷車があつたりするような形で徐々にではありますけれども事業者対応ができてゐると思ひますけれども、全員が均一に同じ条件でというところはあり得ないわけですから、是非、今のようないくつかの意見が出てくると、設計者あるいは電車、百貨店等でも何らかの対応が今の時点ならばかなりできやすくなつてゐるんじゃないかと思ひます。これは、三・一一以前ですとそういう意見言つても全然聞いてもらへなかつたわけですね。

ありがとうございます。

○委員長(増子輝彦君) 松村参考人、お願いいたします。

○参考人(松村敏弘君) まず、デパートがそういうことをやつてゐるということ自体が驚きで、お客さん商売なわけですから、お客さんに不愉快な思いをさせるということなら、本来なら競争で淘汰されるということが起きるはずなのに、それが起こつてゐないというのは大きな問題です。

それで、恐らく先ほど言われたように、夏なら暑いというクレームが、冬なら寒いというクレームの方が怖いというのは、恐らく冬に暖房が効き過ぎて暑いと思う人は上着脱いじやうなんですよね、きつと。でも、寒いとかというのはその場で対応できないので、文句を言う前に服脱いじやつて不愉快な思い我慢してゐるという人たちが多数、でも対応しないという、そういうことが起

こつてゐるのではないかと。したがつて、そういうことに關しては消費者は満足していないということは何らかの形で強く言つていくということが一番なのだろうと思ひます。

それからもう一つは、夏、エアコンが効き過ぎてゐるというのは、電車も私も本当にそう思ひますし、デパートも本当にそう思ひますし、それから銀行とかも、最近はどうも少しましになつたかもしれないんですが、もう本当に凍えるぐらい冷やすとかというところがいつぱいあつたんですね。これは、そういう状況だと、それを予想して私たちがどうやって上着を着ていくんですね。だから何とか耐えられるという状況で、したがつて文句は言わない。こういうことなんですけど、社会全体としてそういうばかことをやめるといふことをすれば、そもそも真夏に邪魔くさい上着を持つていくなんという習慣も相当減つて、全体として改善すると。こういうのを経済学でコ

ディネーションフェーリアという言い方をしますが、みんなが一斉にやめれば移行できるかもしれないけれども、自分だけがやめるといふのは非常に大きなコストでなかなかやめづらいということがあるので、こういうものに関しては政府がいろんな音頭を取つて何とか改善していくという余地はまだ十分あると思ひます。

夏、エアコンが効き過ぎて凍えるなんというような状態はもう一刻も早くなくしていかなければいけないと思ひますので、いただいたような御意見というのをいろんなところでも、私たちも発言し、それから先生にも発言していただき、企業に自覚してもらふ、それでも駄目なら政府が一定の対応を取るということも必要になつてくると思ひます。

以上です。

○安井美沙子君 ありがとうございます。

二問目にはもう入れそうもないので、私の、大変貴重な御意見いただきましたので、感想を述べさせていただきます。

ことを今日は表明して大変よかったと今思いました。最終的に、個々の努力や声を上げることだけで解決をしなければ、最終的には何らかの政策誘導ということもあり得るのではないかと、というふう

れについて語った中身といたしまして、本来の省エネは、快適性や利便性を損なうことなく、より少ないエネルギー消費で目的を達成することにあると、こう述べられておりました。

先ほどのデバートの件で補足をいたしますと、私なんかはコートを持って荷物を持って歩いているわけですが、一方でそのデバートの中で働いている方々は半袖のTシャツを着ていらつ

私も全くそのとおりだと思ふんですけれども、このような観点から、今回の省エネ法改正法案の評価、また、更にこの法案を磨きを掛けるために何か御提案というかアドバイスのようなものがございますしたら教えていただきたいと思ひます。

先ほどの先生がおっしゃったように、松村参考人

と申しますのは、今回の三・一一以降の一連の事象は、私にしてみればこれは非常事態であるといふふうな理解をしていただんですが、どうもそう

置かなければいけないということがおぼれている

ピークカットというのは極めて画期的な発想の拡張といえますが転換といえますかだと思つてお

ありがとうございます。

ピークカットというのは極めて画期的な発想の拡張といえますが転換といえますかだと思つてお

ありがとうございます。

ピークカットというのは極めて画期的な発想の拡張といえますが転換といえますかだと思つてお

ありがとうございます。

ピークカットというのは極めて画期的な発想の拡張といえますが転換といえますかだと思つてお

ありがとうございます。

ピークカットというのは極めて画期的な発想の拡張といえますが転換といえますかだと思つてお

ありがとうございます。

ピークカットというのは極めて画期的な発想の拡張といえますが転換といえますかだと思つてお

で一斉にスタートしたDSMがまさに本格的に日本でも展開できるのではないかと、というふうに最近少し考え方を変えた。

エネが先だというふうに思っていたのだとすれば、私の発言が不明瞭だったせいだと思ひます。おわびいたします。

それを含めて、エネルギーの合理的利用という法律の元々の名称は極めて的を得ているなと。ただ単に本来のエネルギーを削減するということだけではなくて、エネルギーを有効に活用するとい

まず第一に、省エネ法の対応としては、やはり省エネを目指すのがこの法律のものであって、ピーク対応、ピークへの対応というのが第一の目的ではないのではないかと。したがって、この法律でもピーク対応を考へるのだけれど、ほかの施策に比べると、例えば価格メカニズムを使う

すから、ある意味では大きなエネルギー産業自体の構造改革につながってくるんじゃないかという

それから、御発言にあつた揚水発電所あるいは蓄電池というのはこれから物すごく重要になってきます。揚水の方は明らかに供給側でカウントされていくんだと思ふんですが、蓄電池を入れてピークをカットするというのが重要な需要対策の一つになると思ひます。それから、さらに、これからEVが普及してきたということになると、EVを上手に使つてピークカットをするなんていうのが各家庭のまさに需要のインセンティブと直結しているところであつて、先生の御指摘のとおり、蓄電池だとかというのは非常に重要な構成項目で、これは需要側の方に加えて整理するのが正しいと思ひます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

は見えるは、そよ風がちよつと吹いてきたり、あ
あいいなと思ったりしておりまして、そんなこと
を思っただけですけれども。

そこで、ちよつと今回の省エネ法とその和風建
築というものを両方ちよつと考えてみたんです
が、そこで質問なんです、この度の法改正にお
いてトップランナー制度の対象に窓や断熱材が加
えられまして、また、かつ新築住宅建築物の省エ
ネ基準への適合義務化というのを段階的に進めて
いくというようなお話も伺っております。

私は、この断熱という考え、外気と断つという
ことだと思ふんですけれども、ある意味和風建築
というのは呼吸するということか、あえて断つことな
く、その辺をうまく先人の知恵によって生かして
きたというようなところがあるかと思ふんです

けれども、そういう意味では設計思想としては少
し考え方を異にしているのかなと、こう思ふん
ですが、伊久参考人はこの点についてどのようにお
感じになつていらっしゃるかと、これを、いい
ところ取りというか、うまくマッチングさせるこ
と、相入れるものにしていくことというのでも大事
なのかもしれない。その辺の観点で参考人の御
意見を是非いただければと思います。

○参考人(伊久哲夫君) おっしゃいますように、
非常に我々、省エネあるいはいろいろな住宅性能の
器としての性能を高めていくのといわゆる伝統建
築との折合いの付け方みたいなのは非常に大き
な課題だとみんなが認識しているわけなんですけ
れども。

先ほどちよつとお話しさせていただいた十ペー
ジのところで、一応、我々今後の技術開発も含め
て考えていることみたいなのを御披露いたしまし
たけれども、いろいろそこでパッシブデザインとい
うところを一つ大きな要素として入れています
けれども、これは何かといいますと、今先生がお
っしゃった、いわゆる日本の従来の伝統的な住
宅の良さですね、こういった辺り。おっしゃいま
すように、縁側の話であつたりとか深い軒であつ
たりとか、いわゆる緩衝空間をどう扱うかみたい

な工夫も含めてそういった知恵をちゃんと生かし
ていきましようよと。

従来の、今後このところを、非常に住宅の性
能を高めるといふのは余りにも防衛的になり過ぎ
ているんじゃないかという反省も一方であります
から、そういったことも含めて、器としての性能
は高めつつ、なおかつ本来日本の持つている住ま
いの知恵みたいなのを生かしていこうと、それが
ここに込めているパッシブデザインの意味でし
て、そういったことの、単に昔へ戻る話じゃなく
て、今の技術をもつて新たにそれをどう実現して
いくかという、そういうことが大事じゃないかと
思つていまして、具体的なそういう研究開発も
やつておりますので、大きなテーマだとは認識し
ております。

○岩井茂樹君 ありがとうございます。以上で終
ります。

○長沢広明君 公明党の長沢広明でございます。
今日は参考人の先生方、大変お忙しい中お越し
いただきまして、大変ありがとうございます。

質問に入らせていただきます。
まず、中上参考人にお伺いをいたします。中上
先生は、この二十年以上省エネの分野でいろいろ
と御意見をしてくださいます。省エネルギー施
策を十分知り尽くしていられっしゃる方だといふ
うに存じ上げております。

省エネ法が昭和五十四年に制定されて以来、数
次にわたつてその対象も拡大されてまいりました
し、このトップランナー制度も、平成十一年に
入つて以来、対象品目は今二十六品目まで拡大を
されてきたということでございます。今回は自ら
エネルギーを消費しないものまでこのトップラン
ナーの対象にするということまで進めてまいり
ました。その意味では、省エネという分野につ
いてはこの法律を土台にかなり踏み込んでここ
まで来れたのではないかとふうに思ひます。
その上で、今後いわゆる省エネルギーという分
野で、実はまだここが手が付いていない、もつと
ここをやつた方がいいんじゃないかという分野、

あるいはこの部分はずつと深掘りした方がいいん
じゃないかというような分野があるとすればどう
いうところかお伺いしたいと思ひます。

○参考人(中上英俊君) ありがとうございます。

長年やつておりまして、長年やつているからこ
そそういう結論に達してきたわけでありまして、
細かく探つていくとまだまだ余地はあると思ひま
すけれども、省エネルギーというのは、主役が、
ホームランバッターがばたばたしているわけでは
なく、バントやつたり盗塁やつたりという形で結
局、結果として点数を稼ぐという話でありますか
ら、例えて言いますと、待機電力というのを私は
一九九〇年代の終わりに問題提起したわけ
ですが、今や待機電力に対する対策にしても日本
はトップを走っているわけですね。

じゃ、これで待機電力の問題は片が付いたかと
いうと、その後出てきたいろいろな商品がございま
して、それがどの程度の待機電力があるかという
ことは意外と深掘りされていないわけですね。つ
い最近私どもが計測した結果では、大体、中・小
型のビルで圧倒的に普及している冷暖房設備があ
るんですが、これの待機電力がばかにならない数
量であるということが分かってまして、それを全国
に掛け合わせていくと何と総量五十億キロワット
アワーぐらいになるんじゃないかと。これはとて
も無視できない。しかし、一つ一つは小さいん
です。そういう意味からすると、待機電力一つ取
りましてもまだまだ深掘りする余地はあると。
それから、また違う例で申し上げますと、どう
してもマクロな形からミクロへと下りてくる段階
で下り切れていない典型的な例であります。例
えば節電対策を講じましょうということ、飲食店
はこうしなさいという話をしたときに、飲食店と
いう形で情報を出しても受取手は飲食店の範疇に
あつてもいろいろな業態があるわけですから、い
つも私は申し上げますが、ラーメン屋さんとおすし
屋さんでは全然違うわけですから、ラーメン屋さ
んにはこうしなさい、おすし屋さんにはこうしな

さいという省エネ政策を出してあげないと、飲食
店でこうしなさいというくくりは何ら実効性を持
たない、意味を持たないという意味からすると、
やることは山ほどあるということです。

ですから、最終的にはもう一回現場に戻つてみ
て深掘りをしてみると思ひのほがあるかもしれな
い。私は決して日本の家庭が、あるいは業務ビル
が無駄をしているとは思われないですけれども、
今回の一連の節電の対応を見ておりますと、結構
無駄があつて、先ほどの冷房の例もそうですけ
ども、照明もそうですね、そこまで要らなかつた
と。要は、言い方はちよつと極端かもしれませ
んが、真水とバブルという、結構そういうバブル
があつたんではなかつたか。本当の真水でどれ
だけ必要かということを再精査してみると意外と
取り代はあるかもしれない。しかし、全くバブル
がないビルは味もそつともありませんから、多
少はその余裕がなきゃいけないわけですから。

そういった意味で、今先生がおっしゃつた御指
摘にお答えをしますと、どこにでも身の回り
のものをもう一度精査してみると意外な省エネの
種は転がっていると私は思ひます。是非精査して
みたいと思つております。

○長沢広明君 大変示唆に富むお話だつたと思ひ
ます。

いわゆる我慢の省エネと言われていた時代から
もつとある意味じゃ合理的なというか、エネル
ギー消費を少なくするという、小さくしていくと
いう目的をはつきりした上での合目的な省エネ
というか、そういうことのためにやばりもつ
と現場の、消費者行動が基本と先生おっしゃい
ましたが、まさにそのとおりだなということを感じ
ました。

今度、松村先生にお伺いしたいんですが、そう
いういわゆる需要サイドの省エネという問題か
ら、もう一方で、松村参考人は発電効率の向上と
かいわゆる供給サイドにおける取組というもの
について発言をされているというふうに思いま

す。

東日本大震災で逼迫した電力需給ということがあった上で、政府としては広域的連携の強化ということを打ち出しています。いわゆる限られたエネルギーを融通し合うということも一つのエネルギーの効率的な活用であるというふうに思っています。

今後、供給サイドはどのような取組をしていくべきであるかと。先日、この委員会で私、質問の中で、いわゆる電力会社も蓄電池を設置して発電した電気の自らの有効活用を努めるべきだと、こういうことも言わせていただいたんですが、供給サイドの今後の取組ということはどういうところにあるか、お考えをお伺いしたいと思います。

○参考人(松村敏弘君) 御指摘のとおり、広域的な連携ということがエネルギー効率の向上というのに大きな役割を果たす可能性は十分にありま

す。広域的な連携をするためには、一つは、連系線と呼ばれる電力会社間の容量というのがある程度増えないと、相当に限界が出てまいります。そのためには一定のコストは掛かりますが、災害対策にもなり、つまりセキュリティを高めるといふ側面もあり、エネルギー効率を高めるという側面もあり、それから効率的な融通によって電力料金を下げるといふ効果もありますので、まず、この一定の設備投資というようにも考えていく必要があるのではないかと思います。このためにこれからできるであろう広域機関というのが大きな役割を果たすというふうに考えておりまして、この改革の行方というのを今も見守っております。

それから、電力会社が蓄電池を使って積極的に関することに関しても、電力会社は一定程度の努力を既にしていると思います。これを加速していくということも非常に重要なことであろうと思います。

私、供給対策では、誰に言っても全く相手にされないのですが、実は、火力発電所の省エネというののも本当はすごく重要なのではないかと思います。

います。世界に冠たる発電効率なんです、しかし、仮に六〇％の発電効率でも、四〇％はエネルギーを大気中だとか水だとかに捨てているわけですね。普通の火力発電所なら六〇％は捨てちゃっているわけですね。これを熱として回収するということを考えれば、その一部でも回収すればもう僕はドラスタチックに省エネが進むと思っています。しかも、日本の発電所は非常に優れているので、SOxだとかNOxだとかというものも非常に少ないので、都市の近傍に置くことができるんですよ。大規模な発電所でも熱のエネルギーを使えるはずだ、コジェネだけじゃなくて、そういう発想もできるはずだと思っています。

このような発想が是非広がってくれば、省エネに関しては劇的に進むのではないかと。したがって、御指摘のとおり、供給サイドでもまだまだやることはあると思います。

○長沢広明君 松村先生、まさに私どももそう思っております。火力発電所の高効率化というのはまだまだできると。これによってかなり大きなまだ広がりが出るというふうに思っております。またその点についてもいろいろ御意見いただければというふうに思っております。

時間が来てしまいました。本日は伊久参考人にも、先ほど岩井議員がおっしゃった伝統的木造構法住宅ですね、これを今後どう見るといふことについては非常に大きな問題だと思っております。日本の木や土や紙で造った住宅というのは、一見何か無駄なようでもありますけれども、実は、寒冷地に行けば寒冷地なりの長い歴史、暮らしに基づいた、きちんとしたやつぱり断熱の工法をちゃんと持っているわけですね。暖かいところに行けば暖かいところなりの、湿地帯に住みやすい暮らしをつくる住宅工法がある。

こういうものをもっと評価してもっと生かしていくことが非常に重要だと思っておりますので、ハウスメーカーさんとしては非常に大事な視点であるということこそ是非とめていただいて、また御意見をどこかで伺えればと思いますので、よろしく

くお願い申し上げます。

ありがとうございます。終わります。

○松田公太君 みんなの党の松田公太でございます。

お三方のお話、大変参考になりました。ありがとうございます。

まず、中上参考人にお聞きしたいんですが、省エネは目標の設定が難しいと、エネルギーの需要構造をきちんと押さえて正確な情報を集めるべきだという発言をされておりますが、しかし、全てのデータを本当に一〇〇％集めたいと、それは必要性も私は感じるんですが、それを完璧にやりこなすというのはちょっと難しいのかなと正直感じております。

大変抽象的な質問で恐縮なんですけれども、どのレベル、どのような状況になったらそれをよしというふうに参考人はお考えになるのか、是非お聞かせいただければと思います。

○参考人(中上英俊君) 確かに、全てのラーメン屋さんのその構造を調べないと、これは荒唐無稽な例えだつたと思いますが、産業用も最初にやはり順を追って押さえていくときにどうやるかという、大口の消費をやる産業から押さえていくと、こういうやり方ですね。トランナーもそうでして、家庭の中で多くの電気を使うもの、あるいはエネルギーを使うものから順番にやっていっているわけです。カパレッジなどのぐらいいかという、やはり六、七割のところまでいけば限界かなと。それから先になると、もう細かいものなんてとても追えないという状況だと思います。

そういう意味からすると、まずはその大口から、例えばビルでいくと、ある規模以上を徹底的に洗ってみると、次の段階で更にグレードを落としてくると、スケールを落としてくると、そういうふうな手順を踏んでやっていくべきだろうと思います。

全く違った見方としては、それではなかなか私が言ったことと矛盾する面も出てまいりますの

で、いろんな商店会の連合会だとか飲食店の組合でございますね、そういう中で今度は横断してやっていくというやり方もあるんじゃないだろうか。そうすると、その組合、同じ仲間同士のデータを比較することによって次のステップに行けるという。

だから、いろんな組合があると思いますが、順当にいくとするならば、大口の使用者から順を追って押さえていくというのが手順だろうと思います。

○松田公太君 ありがとうございます。

今おっしゃったようなデータというのは、イメージで恐縮なんですけれども、もう既に把握しているんじゃないかなというふうに思うんですが、経産省の方でもですね、いかがでしょうか。

○参考人(中上英俊君) 最近になって整備が進んでしまいましたが、私が申し上げたような意味での使い方ができるかどうかということについては、また一歩、二歩進んだ検討が必要ではないかと思っております。

どうしても業態でくくってしまうと、先ほど申し上げましたように、飲食店というくりくくりではなかなか理解できないといえますか、見ることでできないかということになりますから、その辺が一工夫かなと。となりますと、どういう業態で、どういう設備を持っていてという、そういう附帯的な情報まで一緒に上がっていないとエネルギーの消費の構造が解明できませんので、それがなかなか難しいところで、政府がやりますと、例えばば学校ですと文科省だとか、みんな所轄の官庁が違ってしまったらして、なかなか横断的にできないところもあるようでございますけれども。

統計を取る際の難しさというのは私も熟知しておりますが、現場サイドの情報で具体的な政策に移せるような形での情報の整備の仕方というのは、また一工夫あるのではないかなというのが私の個人的な意見でございます。

○松田公太君 ありがとうございます。それでは、松村参考人にお聞きしたいと思います。

最後に、伊久参考人にお聞きしたいと思うんですが、伊久さん、先ほどおっしゃったように、まず第一に、省エネ住宅を、グリーンファーストシリーズでしようか、これを売っていらっしゃる立場からの御意見としてお聞きしたいんですが、販売する上で、一番例えば障害者になつていようなもの、若しくは国の政策や規制でちよつとここがネックになつていようなところがあつたら、是非教えていただければと思

それから、続きまして、伊久参考人にもお伺いしたいわけですが、伊久参考人にはいただいた資料からお願いをいたしたいんですが、三ページから四ページ、五ページとずっと、いろいろどういったような対策を講じて省エネを図るかと、こういうふうなことを掲げております。私は、問題

てやらなきゃいけないんですが、今の段階では非常に難しいんじゃないかというのが私の個人的な意見でございます。

当時、この八〇%のターゲットがもしクリアできるとするならば、CO₂フリーの電源としての再生可能と原子力という両輪でやろうとしたわけ

完全な答えになっていないというのは十分承知はしていますが、ここを語るためには画期的な環境技術の開発のための弊害というのを私たちが除いていくということが今一番すべきことであつて、もう少し時間がたつて姿が見えてきたところで、そこで地に足の付いた具体的な施策というの

を考えていく必要が出てくるんだろうと思います。

ただ、二〇五〇年といっても、場合によっては今造る設備が二〇五〇年も稼働しているという可能性は電力の場合は十分ありますので、今の私の発言は余りにも無責任だということは重々承知はしておりますが、したがって、今やらなければいけないことがあるということは重々承知してはいます。私は、このために一番重要なことはイノベーションを起こすための規制の改革、インフラの整備だと思っています。

以上です。

○参考人(伊久哲夫) 先生おっしゃいますように、我々は住宅メーカー、事業者でございますので、お客様に対して、やはりお客様自身にとつて何がメリットかみたいなものがきつと見えないうと、なかなか住宅そのものを買っていただけじゃないし、こういう設備なりを入れてくれと言ってもなかなか納得いただけない部分があるわけですね。

そういったところで、大きく我々はどういうところにメリットがあるかというのを三点お伝えするようにしております。一点目はもちろん、一番大事なといいますか、経済的なメリットですね。これに関しては、いろんな設備を入れるに当たっては、インシャルの部分とランニングの部分と、十年、二十年たつた上でのランニングの部分と、その方の、生活者のライフスタイル、家族構成等、いろんなシミュレーションをしながら、こういった形になりますよという、経済的なメリットをちゃんと訴求すると、これが一点目でございます。二点目は、やはり何よりも住宅ですのうで、求めるものは快適性でございますから、そういった設備なり仕様にすることによって、いかにエネルギー以外の快適性ですね、いわゆる健康も含めて、そういったところの住宅の快適性はこういうことで生まれるんですよというメリットをちゃんとお伝えする、これが二点目です。三點目は、やはりそれに加えて、こういうことを取組

をすれば、大きく日本なり環境に対する、広く環境に貢献できるんですよ。最後にそういったことを伝えて、単に環境、省エネのためにこういうことをやってくださいではなかなか御理解いただけませんので、そういうユーザーメリットをきつとお伝えすることによって、いろんな仕様なり設備を住宅に搭載することを御納得いただくようなことをやっております。

○主濱了君 終わります。

○荒井広幸君 荒井でございます。

今日はありがとうございます。

中上参考人の、省エネルギーがエネルギーの問題全ての基本、それから、やっぱりストックの問題をどうするかということで、ESCO事業、私も大変共鳴しております。それから、松村先生の、エネルギーをつくるものも対象に拡大すべきじゃないかというお考えと、ピークを避けるで電気料金が安くなる、これ自動コントロールで、HEMSでやるということなんではないか、そういうことも含めたインセンティブが必要じゃないかということも大変勉強になっております。また、伊久参考人の、グリーンファーストハイブリッド、私も、この法案に合わせて、先週、大阪ガス、大ガスに行つてまいりまして、大規模開発や、それから伊久さんのところと一緒にやつた、一年間の実証実験をやつていますね、そういったところのコジエネとか、そういったものも見てまいりましたけれども、大変共鳴を受けております。

そこで、お尋ねをいたすんですけども、借越でございましたが、委員部を通じて私のつたない考え方というので提案を申し上げておりましたけれども、個別の問題ですからまた後で御講評をいただくとしまして、つまり今またとないチャンスに來ていると思うんですね。それは、逆境がピンチであるというようにことだと思つてますが、電気料金が高くて間違っていきいわけですよ。ですから、家庭はこれだけでももうインセンティブ持っているわけですよ、安いのにしたい。ところが、ま

だアベノミクスでお金回つてこない。お父さんの仕事もどうなるか分からない、給料もどうなるか分からない。

そこで、赤字財政というものを十分念頭に置いて、一番少ない財政を投入して、SPCという形で排出量取引という財源の捻出の仕方もしながらストックの買換えをしていったらどうだ。ストック以外のものもこれ適用できるわけですね。でも、こういうような考え方で、商店や家庭の光熱水費を低減する今一番の悪い意味でのインセンティブが働いているわけですよ、電気料金が上がるということがです。このときをつかまえて、設備の更新や切替えや新しい投資を向けていくというものがなされなければならぬというふうに思つておるものですか、大変済みませんでしたが、御郵送申し上げたものについての御感想を含めていろいろと助言をいただければと思います。

伊久参考人、松村参考人、中上参考人から、手短で結構ですので、お願いしたいと思つた。

に、SPCになるんでしようけれども、その辺りのやり方の話と。それから、さつきもちよつと触れましてけれども、いろんな申請手続ですね、ユーザーそのものがどんなふうな申請手続、その辺の簡素化みたいなものや何かにつけ大事なところ、そんなふうな感想を抱きました。

○参考人(松村敏弘君) 四枚の中に非常に注目すべき点がいっぱいあり、役所とかもこのペーパーから学ばべきだと思います。

まず、熱に注目しているという点が非常に重要で、それから節電が発電と等価であるという発想も全く賛同いたします。それから、自家消費分にも環境価値というのが発生しているはずだということも、これも全くもつともで、アグリゲーションによつて消費者というのを巻き込んでいくというの、これも非常にもつとも。それから、消費者の意識を向上させるということに注目している点。それから、更新投資というのは非常に重要で、性能の低いものが入つてしまつて今後十年とかという形で環境負荷を上げてしまつて、これも全然賛同いたしますが、私はこの具体的な政策提言としてはちよつと賛成しかねる点もあります。

今SPCのことをおっしゃつたので、この点だけ申し上げますが、なぜ更新投資で良いものが導入されないのかという理由を私たちはもつと考える必要はないのか、あるいは消費者が利益を誤認しているのか、あるいは実際は将来の利益でベイスしない、そういう状況になつてくるのか、その理由によつて最適な政策というのが変わってくると思うのです。

この点を考えて、一番ネックになつてるところに効率的にやつていくことをすれば、先生のおっしゃるとおり、財政負担を最小化しながら最大の効果を得られると思つたので、私は、この原因についてまだちよつと確信しておりませんので、その点では政策一〇〇%支持するとは言えないのですが、問題意識は全くこのとおりだと思います。

○参考人(中上英俊君) 非常に画期的な御提案だと思ひます。その中に、私も申しました、ESCOも同じような役割ということで御指摘いただいているわけですが、なかなかESCOが日本において普及していかないところ、ここにそのネックがあるのかということをいろいろ考えてみますと、一番そのESCOのような知恵が必要なのはむしろ大企業ではなくて中小企業になるわけですが、残念ながらまだ中小企業の方々においては省エネルギーとか省CO2ということに対してはそこまでまだ手が回らないという状況なんですね。

もう一つは、ESCOのビジネスモデルはこのSPCのことと同じように、省エネルギーで浮いた資金で全ての投資を賄うと、こういうスキームなものですから、現状のエネルギーコストでそれを、投資回収しようとする、投資回収年が十年近く掛かってしまうというのがもう世界の通例でございます。もちろん、中国のように非常に効率の悪いところは三、四年とあるわけですが、通常は十年ぐらい掛かってしまう。

そうすると、十年間にわたって債務保証してお金を融通するというようなシステムは日本にはなかなか成立しない。しかもそれが、パフォーマンス契約といって、不動産だとかそういうものを担保にしてお金を借りるのではなくて、これで省エネルギーの設計といいますか、その提案を担保にしてお金を貸すというシステムが、プロジェクトファイナンスの一部だと思ひますが、そういう考えがなかなか日本では定着していない。しかし、日本の金融機関にあつても、アメリカなんかではそういうところとどんな投資をしてビジネスをやつていらつしやるわけですから、日本でもできるんではないかと思つて私も随分期待はしたわけですが、まだなかなかそこに至らない。

もう一つは、やはりESCOというのはストック対策に対する御関心がやつぱり一般になかなか湧いてこない。非常に残念なのは、国の機関にお

いてESCO事業が通産省の一例を除いてないわけですね。通常、マレーシアとかそれから最近サウジアラビアからもESCOを導入したいから日本の事情を教えてくださいと言われますが、まず真つ先に、御自分の国の建物をどうするかとおつしやるんですが、その事例をいつたときに日本にほとんど事例がないのですから、これまた非常に残念な思ひをしております。むしろ、地方自治体の中でばつと取り上げてくださるところがありますが、それだけではなかなか大きな情報発信にならない。

ここは是非、まず霞が関からこういったシステムを利用して、こういうふうな、SPC等も考えながらストック対策をやるとなことができれば、恐らく相当な波及効果につながると思ひます。じゃないかと思つて、是非お願いしたいと思ひます。

○荒井広幸君 少し時間がありますが、これで終わらせていただきます。

○委員長(増子輝彦君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人の方々には、長時間にわたり有益な御意見を述べいただきました。誠にありがとうございます。委員会を代表して御礼申し上げます。速記を止めてください。(拍手)

(速記中止)

○委員長(増子輝彦君) 速記を起こしてください。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○大久保勉君 民主党の大久保勉です。まずは、茂木大臣に對しまして、省エネ法の骨格と言いますトップランナー制度に對して質問したいと思ひます。

さきの委員会でも、恐らく自民党の委員とのやり取りだったと思ひますが、アベノミクスの三本の矢であります成長戦略に關して、これが重要であると、こういった発言がありました。特に、異次

元の規制緩和、自由化を行うと、こういった発言がありました。これは非常に私もそういった点が必要であると思つております。

そこに關して、今回のトップランナー制度、これはある意味で規制であります。どういふふうなアベノミクスと連動していくのか、この辺りに關して大臣の考え方を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(茂木敏充君) 大久保委員から、これも規制ではないかと、こういうお話があつたんですが、規制も大きく分けると二種類あると思ふんですが、これ以上のはやちやいけません。こういうどちらかといひますとマイナスの影響が出かねない規制と、それから、これ以上のことをやらないといひ、前向きな、言つてみると目標を設定するような規制といひます。トップランナー制度、これは更に高みを指す、こういう目標規制のようなものであります。

御案内のとおり、このトップランナー制度、これは中国であつたりとか米国、海外からも注目をされておりました。九七年に地球温暖化防止の京都会議の際に法改正して導入をしたわけでありまして、アメリカのマイケル・ポーター教授、ハーバード・ビジネススクールであります。彼が、イノベーションを促す規制の条件と、これを満たす新しい制度といひるのを提案してあります。適正に設計をされた環境規制は、費用の低減、品質向上につながる技術革新を刺激し、その結果、国内企業は国際市場において競争上の優位を獲得し、他方で産業の生産性も向上する可能性がある、このように指摘をしております。その条件は大きく三つあるんですけれども、その一つは……

○大久保勉君 いいです。端的にお願いします。

○国務大臣(茂木敏充君) いいですか。そういうことです。

○大久保勉君 質問通告の最初のところには答弁は端的にお願いしますと言つておりますので、是非、大臣の考え方はよく分かりましたし、規制には前向きの規制、つまり目標を設定する規制はい

いことであるといひことはよく分かりました。もうこれで結構です。

今回のトップランナー制度に關しても、非常にいい規制として働いた部分もあるといひのは認めます。例えば自動車等に關しまして、いわゆる省エネ等に關しては世界一エネルギー効率がいい自動車を造り、それが日本の自動車産業の躍進につながつていふ部分もあります。

ただ、難しいのは、いい規制と悪い規制といひのは、つくつた段階で分かるのか。事後的にしか分からないケースもあるんじゃないかと思ひます。この辺りを是非議論したいと思ひます。

例えば、トップランナーで、二十六品目ありますが、品目的にはテレビ、照明器具、複写機、電気便座等もあります。こういったものは日本を代表する輸出産業になつておりますから、非常にトップランナー制度があつていひゆる生産性が上がったといひ方もあるんですが、全部がそうかなといひことで、ちよつと今日は議論したいと思つていひます。

例えば家電製品に關して、ある目標設定が実は、国内では非常にいい競争になります。ところが、その競争が実は日本の市場をガラパゴス化してしまふといひことはないので、例えば携帯であつたり若しくはパソコン、こういった分野。あるいは、例えば電気掃除機、効率はいいんだけど、しかしデザインが悪い。例えばダイソンが登場したときに、日本の家電メーカーは非常に競争に負けてしまつた。本来いいと思つていたのが実は変な目標設定になつてしまつて、日本の企業が、複数ありますから、そういったところでしか競争しなかつたといひことで市場構造がおかしくなると、こういった問題があります。この辺りを是非今日は議論したいと思ひます。

さらに、今回の特徴として、対象二十六品目に加えまして、新たに窓、断熱材など、建材まで対象を広げていひると、これは画期的なことでありまふ。しかし、このことに對して、例えばWTO違反にならないのか、こういったおそれもある

ります。この点に関して政府参考人に質問します。

○政府参考人(新原浩朗君) 御指摘のとおり、WTO加盟国は、強制規格を策定する場合に、貿易の技術的障害に関する協定、TBT協定というのがございますが、これに基づいて、その規格が、第一番目に、国内製品、海外製品の別を問わず適用されているか、第二番目に、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的でないかということが求められております。

そして、そういう規制を行ったりする場合に、この協定に基づいて、対象製品、規制の目的、必要性を事務局を通じて全てのWTO加盟国に通報いたしまして、六十日間の意見聴取期間を設けているところでございます。

御指摘の二十六機器について、一つ一つ全部この手続を踏んでおります。そして、これまでこのWTO違反というふうにされた例はないというのが現状でございます。今後もこの手続を踏んでいきたいと思っております。

○大久保勉君 続きまして、例えばTTP、TPP、パシフィック・パートナーシップ、こういった制度が今後、導入された、加入した場合に、全体会議の中で、若しくは二国間会議の中で、場合によってはトップランナー制度も議題になる可能性もあるんじゃないかと思えます。この点に関して、新原部長、どういうふうに見測しておりますか。

○政府参考人(新原浩朗君) お答え申し上げます。

御案内のとおり、自動車なんかについては、日米二国間でTTP交渉とは別に非関税措置に関する並行交渉を行うことで合意いたしております。このTTP交渉の中ではそういう議論というのはないと思っておりますが、この並行交渉なんかがある場合には、そういう議論が起きてくることはあると思っております。ちなみに、これまでトップランナー制度についてそういう提起がされたということはないという状態でございます。

○大久保勉君 是非、こういった問題もありますから、またTTPに関して別途後の方で議論したいと思っております。

次に、せっかくいい制度でありますから、こういった制度を海外に売り込んでいく、そして日本の家電メーカー、自動車、こういったことで鍛えられておりますから、日本の強みを世界市場での強みにしていく、こういった方向性も必要じゃないかと思っております。

そのためには、国際標準化戦略ということで、是非、省エネ法の考え方、具体的には、トップランナー制度、省エネ評価など、国際標準にして、トップランナー制度対象品目の国際競争力を強化する政策が必要であると考えています。

そのためには、例えば過去に国際標準化機構、ISOやその他国際会議等においてどのような取組をしていたのか、また、省エネ法やトップランナー制度を国際的に定着させるために新興国にどのような二国間交渉をしてきたのか、具体的な事例があったら教えてもらいたいと思います。新原部長、お願いします。これは大臣ですか。

○国務大臣(茂木敏充君) 省エネ制度を国際標準化していくと、極めて重要なポイントだと思っております。

先ほど大久保委員の方から、省エネ若しくはトップランナー制度によって日本の製品の国際競争力が弱っているんじゃないかと、こういう御指摘もいただいたんですけど、例えば携帯なんか見ても、逆に国際標準になつていないと。オーバースペックだったり、そういうためになかなか海外に普及しない、こういう事例というのは結構あると思うんですね。メール機能があたり様々ないで付いている。日本人は使いこなすけれど、海外では使いこなせない。中東に行くと、そういうものが付いているのより磁石が付いている方がいいんですよ。何でかという、一日何回かお祈りをしますから、メッカの方向がちゃんと分かるようにしておく、こういう磁石付きの携帯の方が絶対はやると。

それぞれの地域に合った製品を提供するというのも重要だと思っておりますが、いざいにして、省エネ家電等、我が国製品の国際標準の獲得については、戦略的に今取り組んでいるところでありまして、例えば日本独自の技術であります。外気温に対して電力消費を自動調節するエアコン、インバーターエアコンであります。これにつきましても、従来、国際標準、ISO規格がなかったわけでありまして、本年の四月にJIS規格をISO化することに成功いたしました。

また、国際会議等々でありますけれども、我が国の省エネ制度を国際的に普及させるために、これまで中国、ベトナム、マレーシアなど二十か国に對しまして、政府関係者の招聘であったりとか省エネ専門家の派遣を実施をいたしております。

この結果、一例だけ御紹介を申し上げますが、ベトナムにおきましては平成二十三年に我が国の制度を参考にした省エネ法が立案をされまして、マレーシアにおきましては平成二十六年をめどに省エネ法が立法される、こういう予定であります。

○大久保勉君 是非この辺りはしっかりと大臣が自ら先頭になって頑張ってもらいたいと思っております。やはり、せっかくいい制度を日本だけで使うのはもったいないと思えます。是非、世界標準のための具体的な戦略を作ってもらいたいと思えます。

関連しておりますが、今回の通常国会にクール・ジャパン機構法案というのを提出されております。恐らく六月に入りましてらこういつた法案もこの委員会で審議すると思っておりますが、クール・ジャパンの中には是非、省エネ法、トップランナー法、こういったものも導入し、いわゆる省エネのものは格好いいと、こういった戦略、日本のカルチャー、日本の格好良さ、こういった形では是非売り込んでもらいたいと思えますが、この点に関して、クール・ジャパンと省エネに関して何か具体的な取組はありますか。今のクール・ジャパンの中に省エネ関連のものというのは入っ

ているんでしょか、質問したいと思えます。

○国務大臣(茂木敏充君) クール・ジャパン、これからまさに展開するわけでありまして、相当間口を広く、いろんな商品であったりとかサービスを選んでいきたいと思っておりますが、日本独自の文化であったりとか風土の中で培われてきた様々なコンテンツであったりとか、日本の食文化であったりサービス、こういったものを幅広く取り込んでいく。

クール・ジャパン、言ってみますと、もったいない、こういう日本独自の優れた発想になつてくるとは思いませんと思っております。例えばウォシュレット、これはやっぱり日本が圧倒的に進んでいるんですよ。日本のホテルですとウォシュレットどこでもあるんですけど、海外に行くとき余りないんですよ。私なんか結構困ることあるんですけど、この例えばウォシュレットを使いますと洗浄水量の削減、これが結構図られることになってます。こういったことも含めて、水資源に乏しい、また苦しんでいるアジア各国の公共施設であったりとかホテルに導入する、こういったことは極めて重要だと思っております。

○大久保勉君 極めて重要なことが分かりましたから、是非、クール・ジャパンの中でどういう形で売り込んでいくか、それを決めていくのは大臣自らだと思えます。この辺りをもう少し具体的に、何かクール・ジャパン機構法に絡めてこういうことをしたいとか、もしあったら教えてくださいます。なかつたら結構です。

○国務大臣(茂木敏充君) クール・ジャパンは今三段階で物事を進めようと、こういうふうな考えでございまして、第一段階というのは、日本のやっばり様々なコンテンツであったりとか、商品、サービスのすばらしさを海外で知っていただく、こういう段階になります。恐らく、日本の映像にしても、そのまま海外で映しますとなかなか分かりにくい。それに字幕を付けたら、吹き替えをしたり。今、インドではあの「巨人の星」をやっているんですよ。ただ、インド人って余り野球やら

て御参加をいただいております。そこでH E M Sの標準化であるとか蓄電池の安全性評価手法の標準化なんかに貢献をいただいております。

大きく国の政策として二つぐらいの方向性のことをやっておりまして、一つは標準化でございます。これ委員御指摘の点でございます。メーカーごとに異なる機器を接続して通信させるための標準化を進めるといことで、これについてはエコネットライトと呼ばれる共通規格を作成をいたしました。さらに、委員御指摘のとおり、国際規格化をするということが大切だと思っております。昨年九月に、国際標準化機関、I S O・I E Cにもこの国内規格を国際化するように提案をしたところでございます。

第二に、量産化を進めるために初期需要を創出することが不可欠であると思っております。導入支援措置を講じております。H E M S、B E M Sについては一定の補助措置を設けているということでございます。

○大久保勉君 茂木大臣に質問したいんですが、何か、たしか今日はかなり株式が下がっているみたいですね。国債の金利も上がっております。非常に株式市場は変動しているという状況だと思っております。

最近、株式市場の方で日本株に対する注目が高まっておりますが、先ほど例に出してきましたソニーの株式をアメリカのアクティビストファンドでありますサード・ポイントのダニエル・ローブが六％取得をし、ソニーに対していわゆる家電部門と映画・音楽部門に関して分離をしたらどうだと、こういった提案をしております。これに対してはいろんな評価があると思います。例えば選択と集中をしっかりとやらせるとか、こういったことも評価している人がいます。一方で、やはりアクティビストが日本の企業等に関していろんなことを言うのはおかしいんじゃないかと、こういった発想もあります。例えば過去にはJ Pワースに対してT C Iの方が買収を仕掛けてきました。これに対しては外為法を使って抑止をしたと、こう

いった事例もあります。

今回質問したいのは、こういった、一般論として、家電メーカーに対してアクティビストファンドが買収をする若しくは一〇％以上の株を買った場合、あることを要求することに対してどういうふうなことを政府は考えているのか。もちろんいろんな面がありますから、その辺りを議論したいと思っております。大臣の御所見を聞きたいと思っております。

○国務大臣(茂木敏充君) この分野はまさに大久保委員の御専門の分野でありまして、私も以前、党の方で企業統治委員会の委員長等々もしながらいろんなケースごとのスタディというのか、そういうのもやってきたわけでありまして、御指摘の、米国ファンドでありますサード・ポイントがソニーの発行済株式を保有いたしましたして、株主利益の向上のために、一つは映画・音楽事業の分社化、一部株式の売却、そしてもう一つ、電機事業における収益性の高い事業群への集中といった提案を行ったことについては承知をいたしております。

個別企業の経営について詳細にコメントすることは差し控えたいと思いますが、一般論として申し上げますと、企業が株主の提案を真摯に受け止め、その企業価値の向上に努めるということは重要だと思っております。

そこで、T C Iとの比較であります。T C IによりますJ Pワースの株式取得につきましては、平成二十二年にT C IがJ Pワースの二〇％までの株式取得を行おうとしたところ、仮にこれを認めた場合に、電気の安定供給や我が国の原子力政策、核燃料サイクル政策に悪影響を及ぼすおそれがあり、外為法において規制されます公の秩序の維持を妨げるおそれがあると認められたため、この株式取得を中止させることにしたわけでありまして、今回のサード・ポイントにつきましては、ソニーの株式の取得割合、六％ということでもまだ一〇％に達していない状態でありまして、その限りにおきましては外為法に基づく手続は不要である

と、このように考えております。仮にサード・ポイントが一〇％以上のソニーの株式を取得しようとする旨の届出を提出した場合におきましては、先ほども申し上げた国の安全や公の秩序等が損なわれるおそれがあるかどうか、こういった観点から届出の具体的な内容を踏まえて審査をする、このようなことになると考えております。

○大久保勉君 一〇％を超えた場合に、国の安全若しくは、例えばJ Pワースでしたら電力の安定供給、こういった面があった場合は外為法を行使するということですね。

ここに関しては、日本の家電メーカーを中心に外人投資家の所有比率が高まっておりますから、より明確な基準を出して、どういう場合はしっかりと外為法を適用する、どういう場合はしないということにより透明にした方が日本の資本市場の活性化になると思っております。ただし、伝家の宝刀はしっかりと持っておいて、何か企業にとってマイナスのこと、日本の社会にとってマイナスのことがあるんだとしたらしっかりと伝家の宝刀を抜くと、こういった是々非々の対応をお願いしたいと思っております。

もしここに於いて覚悟がありましたら、一言。○国務大臣(茂木敏充君) そのように対応したいと思っております。

そういった中で、国の安全、そして公の秩序、基本的な考え方は変わらないんですけど、時代とともにそれをどうとらえるかというものが変わってまいります。また、その企業のやっている事業であったりとかそういったものも、未来永劫変わらないわけではなくて、どんどんそれが変わっていくということによりまして、それがどこまで国の安全であったりとか公の秩序と隣接するかどうかと、こういった観点から判断がされることになると思っております。

○大久保勉君 続きまして、電力需要のピーク時対策に関して議論したいと思います。

先ほど、中上参考人及び松村参考人の方からデイマンド・サイド・マネジメント等の話があり

ました。その中で、電力の価格設定というのが非常に重要だという話もありました。そういったこともありまして、電力の値段に関して議論したいと思っております。

例えば、日本全体の電力使用量のピーク五％はいつで、最大何時間を想定しているのか。これに関しては槽谷部長の方に質問したいと思っております。

○政府参考人(槽谷敏秀君) 日本のピークの電力需要でございます。昨年度の実績で申し上げますと、九電力、沖縄電力を除きます九電力合計の電力需要が最大になりましたのは昨年の七月二十七日の十四時台でございます。一億五千四百五十二万キロワットでありました。

このピーク需要に対してまして上位五％に達した時間数、昨年度一年間で、合計、合わせて延べ七十九時間でございます。

○大久保勉君 この七十九時間を供給するのにどれだけのコストが掛かるのか。この計算をお願いしたいと思っております。前提に関してはもう既に説明しておりますが、一年間で七十九時間以外は全く使用しない、七十九時間に関しては、例えばL N Gをたぐといった場合にどのくらいのコストが掛かるのか。また、その電力の料金は一キロワットあたりどのくらいのくらいか、質問します。

○政府参考人(槽谷敏秀君) 一般電気事業者九社が持つっております電源の設備容量は二億四千万キロワット余りでございます。仮に五％分といたしますと、千二百萬キロワットの発電設備に相当いたします。

コスト等検証を行った際の諸元などを用いて試算をいたしますと、千二百萬キロワットの発電設備に相当する固定費でございますが、L N G火力で年間約一千億円、石油火力で年間約二千億円でございまして、これを仮にその稼働時間八十時間機械的に割りますと、キロワットアワー当たり約二百円から二百円ということでございます。これに加えて燃料費が掛かります。L N Gでキロワットアワー当たり約九円、石油で十七、八円ということでございます。

○大久保勉君 ちよつと私の計算でしたら、いた
だいた資料、厳密に七十九時間で計算しました
ら、二百六十六円から五百三十三円が固定費、プラス
燃料コストが大体LNGで九円から十三円という
ふうになっています。若干その数字は違いますが、
後で調整したいと思います。

ここでお分かりになることは、このコストとい
うのは非常に高いということです。ですから、今
回の省エネ法でピークをカットすることによって
機械的な利益が発生するという事です。この辺
りをどうやってコントロールするかということです。

ここに關して、例えば衆議院の議論を見ており
ますと、民主党の近藤洋介さんの方が高原政府参
考人の方に聞いていまして、いわゆる日本の埋蔵
電源はどのくらいあるんだと。つまり、埋蔵電源
の定義としては、自家発電で自分たちで使つ
ていない分と。これに關しましては、三百万キロ
ワットということで、大体先ほどの電力量全体の
二%近くあると思うんです。どうしてそれが供給
できないかと。これは埋蔵電源に關しまして、一
キロワットアワー当たり十数円でしか買ひ取つて
くれないと。でも、限界的に、私の計算でしたら
二百円以上でも買えるんだしたら、その分を買ひ
取つて、いわゆる電力会社の設備投資を抑えるとい
うことが社会的な省エネ、社会的なエネルギー
のセーブになるんじゃないかと思ひます。

この点に關して、部長の方で、この辺りに關し
て何か意見はありますか。つまり、今の総括原価
方式ではなかなかできない部分がある。若しくは
総括原価方式を使って新しい電力料金体系を導入
したら、もつとスマートに需要の確保若しくは新
たな電源を供出することができると。この点に關
して質問したいと思ひます。

○政府参考人(横谷敏秀君) 現在の総括原価方式
の下におきましては、電力会社が電力のピークに
対応するために高いコストの電源を増設いたしま
しても、そのコストをそのまま電気料金に転嫁を
できるということでごいまして、必ずしもその

ピークカット対策を需要面で抑制するというこ
に積極的に取り組むインセンティブがない状況に
なっているということでごいします。

もちろん、先ほどの五%分の電源であります
が、八十時間しか稼働はしておりませんが、電気
の需給の調整ですとか、それから、電源がトラ
ブルで停止をした際のバックアップ電源
として活用されるということでありまして、単
純に七十九時間分ということで割るのが適当かど
うかという御議論はありますけれども、少なくと
も総括原価のそういう制約はあるわけでごいま
す。

こういう仕組み、今の仕組みを見直すことで、
供給面だけではなくて需要面でも対応すること
で料金を下げる原資が生まれてくるということ
でありますし、それは総括原価方式に基づいて料金を
規制しているというよりも、むしろ料金の自由度
を高める、料金設定の自由度を高めるという中
で、よりそういうクリエーティブな対応というの
が出てくるものだということ考えております。

○大久保勉君 ここまでで大臣に質問したいん
です。いわゆる総括原価方式の問題で、なかなか設
備を抑えるというインセンティブがないです。そ
の辺りを新しい体系をつくっていくと。例えば、
総括原価方式の中にピーク時五%の設備固定費の
コストも織り込んで、それは、そのコストという
のは計算していただきまして、大体一キロワッ
トアワー当たり〇・一二から〇・二三円というこ
とであります。ここはいわゆる規制部門の消費者
に負担してもらおうと。その原資でもつて、いわ
ゆるピークをカットするようにならなければ、若し
くは、五%、電源が必要となるときに新たにビル
会社等いるところから埋蔵電源を供給すると、こ
ういう制度をつくつたらどうかと。例えば、エ
ネファームもしかり、若しくはガスタービン等
を使つたビルの発電、こういったものについて、
そういった体系をつくることに關して大臣はど
う思われますでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) あくまで過渡的な手段
として委員が御提案いただいたようなものも検討
に値すると、こんなふうに出ております。す
で、最終的にはやっぱり私は、この電力につ
いて競争の自由化と、こういったものを取り入
れることによりまして、発電部門、また小売部門
においては総括原価方式、こういったものをなく
していく、そしてできる限り競争を通じたコスト
低減によりまして、その利益というものが電気料
金が安くなるという形で消費者に還元される、こ
ういったことが必要だと思つております。

同時に、そういった競争を通じる中で、ピーク
コントロールもうまく進んでいくということが重
要だと考えておりまして、御案内のとおり、昨
年行いました全国四か所の実証実験、北九州の例
を見ましても、こういったピークとオフピーク時
の料金を変えることによりまして、実際にピーク
時の電力使用量、これは二割下がっておりまし
て、家庭の方が支払う電気料も三割下がる、こ
ういったウイン・ウインの新しいスキームとい
うのはつくれないかなと思つております。

○大久保勉君 この辺りは大臣とは違つて考
えております。私は金融界におります。いわ
ゆる自由競争の世界です。ですから、自由なマ
ーケットが全て、神の手によって全く効率的な資
源配分をするという世界で動いていきます。しか
し、市場には失敗があると。電力に關して果
たして自由化するという話がありますが、具体的
にどこを自由化するのか、どういう制度を導入
するかというのをしっかりと見ていかないと、
結局、自由化してもピーク時の電源に關する
供給力はないと、又は設備投資が少なくて停
電が起きやすいと、こういったことも発生し
ます。これは実際アメリカの大停電の例とか、
この辺りをしっかりと議論していかないと
いけないと思つております。この辺りは次の
電気事業法の法案が来たときにしっかりと
議論したいと思ひます。

もう一つ、日本には自由な電気がないのか、
実はありますよね。つまり、規制部門以外
は自由になっていますから、大口は自由化
はしています。

でも、そこで法律上は自由といつても実
際には自由じゃないという部分が私にはある
と思ひます。今日は稲田大臣に来てもらつ
ておりますので、独占禁止法という観点
から質問したいと思ひます。

総括原価方式若しくは小売の自由化等
がありまして、独占禁止法の適用除外にな
つていますか、それとも独占禁止法の対
象になっておりますか、質問しま
す。

○国務大臣(稲田朋美君) 公正取引委員
会を担当する者としてお答えをいたしま
す。

独占禁止法的一条に目的が書かれてお
りまして、市場における公正かつ自由な競争
を促進することを目的とする法律でございま
す。

他方で、他の政策目的を達成する観点
から、法律に基づき、特定の分野における一定
の行為に独占禁止法の禁止規定等の適用を
除外するという適用除外制度が設けられて
おります。独占禁止法のそれは二十一
条、二十二条、二十三条において適用除
外が設けられております。しかし、電力
市場についてそのような独占禁止法の適用
除外とする法律上の規定は存在して
おりません。

○大久保勉君 それでは、いわゆるホ
ールセルの部門において自由な競争がな
されていくのか、どう思われますか。例
えば、電力会社の管轄を越えて供給
をした例というのは恐らく数百件あ
つてもいいと思ひますが、具体的に何
件ありますか。

○国務大臣(稲田朋美君) 大口事業者
への電力会社の供給区域を越えた供給は、九
州電力が中国電力の供給区域に所在す
るイオンの店舗と契約をしたのみでござ
います。一件しか事例がないというこ
とでございます。

○大久保勉君 大臣はどう思われますか。
つまり、電力は自由化しているよと法律上
はなつていますが、実態は自由化じやない
じやないですか。今回の電力システム改
革に關しても、自由化といつても本
当に自由にならないと意味がないと思
ひます。また、自由化といつて実は規
制が残つて

いたらかしきですから、この辺りに関して稲田大臣の御所見をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(稲田朋美君) 電力市場における競争を活性化するため一般電気事業者の競争は重要だと考えております。いわゆる越境供給は、一般電気事業者間の競争の一つとらえております。したがって、競争政策の観点からは活発に行われることが望ましいというふうに思っております。

○大久保勉君 大臣自らが、望ましいでおしまいですか、具体的に何かすべきじゃないですか。

○国務大臣(稲田朋美君) 公正取引委員会が昨年の九月に公表をいたしました報告書、電力市場における競争の在り方についてという報告書を提出をいたしております。

その中で、越境供給が進んでいないことについて、電気事業者が供給区域内の安定供給を優先をしていること、また供給区域外への供給のためには新たな体制の整備に多くの時間とコストを要すること等を背景に、一般電気事業者は積極的に供給区域外にその営業範囲を拡大するインセンティブが存在しないのではないかと考えられる旨を指摘をしております。その上で、越境供給のために必要な設備である連系線や周波数変換装置の増強等について提言を行っているところでございます。

今後の電気事業制度の改革の在り方及び制度改革の進め方については、このような提言や安定供給等の様々な政策的要請も踏まえて、所管する経済産業省において適切に判断されるものと承知をいたしております。

○大久保勉君 重要な指摘が多々ありました。しっかりと経産省もこの辺りは見てもらいたいと思ひます。

特に、私にとって重要だと思つたのは、いわゆる自由競争をするためには多くの時間を要すると、若しくは多くのコストを要するという事です。ですから、紙の上で何年から自由化しようといつても、それなりに準備期間も必要でありますし、具体的に各業者のインセンティブもつくつて

いく必要がありまふ。また、先ほども申し上げましたように、電力の価格の体系をつくり変えていくことも必要ですから、混乱をせずにしっかりと方向性を出すべきだと考えております。

稲田大臣にしましてはまだT P Pを含めて議論をしたいことがありますが、今日は時間が限られておりますので、また別の機会にしっかりと議論したいと思ひます。

これで終了したいと思ひます。

○委員長(増子輝彦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、牧野たかお君が委員を辞任され、その補欠として江島潔君が選任されました。

○松田公太君 みんなの党の松田公太です。

まずは、エネルギー関連ということで、電力システム改革についてお聞きしたいと思います。

本日午前中に動きがあったと先ほどお聞きしましたが、報道では、この重要法案である電力システム改革の工程表を盛り込んだ電気事業法改正案が今国会での成立が難しくなつたと大臣がお話をされております。

今国会での成立が難しくなつたとしたら、どんなに早くても秋の臨時国会、つまり半年は既に遅れたことになってしまいます。一日でも早く電力システムの改革を必要とする日本にとつては非常に残念なことだと言わざるを得ません。

茂木大臣は、二十一日の記者会見で、成立時期のずれによつて改革が大きく後退することはないとおっしゃつております。ただ、工程表の中に、料金規制の撤廃、リアルタイム市場の創設、送配電部門の分離などが二〇一八年から二〇二〇年と、このように記載されておりますが、これに關しても、この範囲内で達成できるという御認識で間違いございませんでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 松田委員、こういう委員会の場でありまふので、正確に引用していただきたいと思ひますが、今国会でこの電気事業法の成立が難しくなつたと、こういう発言を私は公の場、それ以外の場でもしたことはございませんと。どちらで私がされたのか、まず明確にしたいので、ただいからお答えをさせていただきますたいと思ひます。

○松田公太君 それじゃ、ちよつと今搜してみます。時事通信の五月二十一日火曜日、十一時三分配信のものでございませふ、ここにありますのは、茂木大臣が二十一日、閣議後の記者会見で、電力システム改革の工程表を定めた電気事業法改正案の今国会成立が困難な情勢になつていふというふうに述べられていふというふうに出ております。

○国務大臣(茂木敏充君) それは報道であつて引用ではないと思ひますが、引用でそのようになつておりますか。

○松田公太君 そこまでは、この記事ではちよつと分かりづらいでございませふ、かき括弧、そうです、ね、ない状況ではございませふけれども、このような報道、かき括弧では、成立時期のずれによつて大きくすることはないというふうにおつしやつていふと、この部分についてはかき括弧の部分でございませふ。

○国務大臣(茂木敏充君) この法案、一日も早く成立が必要だと思つております。まさに六十年に一度の大改革でありまして、これまで地域独占で行つてきた電力事業につきまして、これは、発電、調達から送配電、そして小売、消費まで大きく改革をしていくと。

恐らく松田委員も改革の方向については同じ考えをお持ちいただいていふのではないかなと私は思つておりますが、今の日本の直面をしておりまふ新たなエネルギー制約、これを變えていくためには、やはり発電部門にも自由な競争が入つてくると。そして、小売におきましても様々な料金メニュー、使用メニューが提供されることによりまして、家計においても、また企業においてもスマートな節電が行われると。これまでのように、需要はもう所与のものだと、それに対して供給を

積み上げると、こういった発想から變えていく必要がある、待つたなしの改革だと思つておりまして、国会の方に法案を提出してございませふ。是非、一日も早く成立をお願いしたいと思つておりますが、その上で全体の改革のプラン、これもお示しをしてございませふ。広域系統運用の拡大から始まりまして、小売の自由化、そして最終的には送配電の分離の問題、そして料金の全面自由化、これにつきましては二〇一八年から二〇二〇年、こういうスケジュールに沿つて様々な準備を進めてまいります。是非、法案についてはこの国会で成立をお願いしたいと思つておりますが、全体のスケジュールが遅れることはないと思ひ進めていきたいと思つております。

○松田公太君 確認ですが、そうしますと、その二〇一八年から二〇二〇年、ちよつとバッファがあるんで私はこはおかしいなというふうにおつていませふ、このずれはないという御認識だということではございませふ。

○国務大臣(茂木敏充君) 改革は大胆に、そしてスケジュールは現実的に、こういったことを基本的に電力改革のシステムを進めております。そして、第三段階、この送配電の分離をいたします。そうなりますと、当然、発電部門と送配電部門の様々な連携というものは安定供給上も必要になつてくるわけでありまして、そのためのルールの整備、恐らくこれだけでも一年は掛かります。そして、システムの開発、これでも一年は掛かるんだと思ひます。そして、実際にシステムをつくつていく、これで数年要する。

こういつたことで、幅を持つて二〇一八年から二〇二〇年をめぐると、こういった形で書かせていただいております。それに沿つて実現できるやうにしっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

○松田公太君 ありがとうございます。もう一点それに関連してなんですけれども、私は、日本の真の電力改革、またこのグリーンングロースで、電力料金の値下げのためにも送配電分

離、これについては所有権分離を実現するべきだ
というふうに思っております。閣法では法的分離
止まりのように見えますけれども、大臣は、法的
分離が所有権分離よりも良いと思われている理由
はどこにございますでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 先ほども申し上げま
したが、現実的な改革を進める中で、二〇二〇年段
階までに発電部門、そして送配電部門の分離、特
に送配電部門の中立性をきちんと、独立性をきち
んと確保しながら、しかしその一方で発電部門と
の連携が全くなくなると、こういったことでは、
安定供給、これに対して困難をもたらす懸念があ
るんではないかなと、こういったことも考えて、
所有権分離よりも法的分離、こちらの方が望まし
い、そのように考えております。

○松田公太君 ちよつと最初のところで大分時間
が掛かってしましまして、質問がほとんど、あと
一件ぐらいしかできなくなつてしまつたんです
が、ちよつと飛ばして、省エネ推進に向けた改革
についてお聞きしたいと思っております。

日本ではよくこれ以上の省エネは難しいと、省
エネに対するネガティブな話を聞きます。それ
は、第一次、第二次オイルショック以降、企業を
中心に既に必死に省エネをしてきたからこれ以上
無理なんだという話だというふうに聞いておりま
す。実際は、ここ二十年間の経済成長率と比較し
ても、まだまだ個人的には、省エネを企業部門が
する余地というものは残っているというふうに思
いますけれども、確かに家庭部門に広げる必要が
あるんだらうなというふうに感じております。

しかし、企業部門は、例えば省エネをすること
によつて何千万円、何億円という単位の経費を削
減することができるとは思いますが、一般家庭
などについては数千円とか数万円程度だというふ
うに思います。つまり、そこまで必死に節電しな
くてもというふうに思われてしまつていらっしゃる
のではないかなというふうに思います。

電力システムの改革、先ほどお話ししました
が、これが実現すれば省エネをもつと自然

にできるようになるんじゃないかなというふうに
思いますけれども、それまでの間、個人や家庭、
こういった方々にどのように省エネを推進してい
こうというふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(新原浩朗君) 御指摘のとおり、国
民一人一人が省エネを意識して継続的に行動に移
していただくための対応というのが必要であると
思っております。

二つぐらいありまして、一つは、製品を使うこ
とによる省エネの効果を示すことで消費者の方々
にそういう製品を選んでいただくようにしたいと
いうふうな思っております。具体的には、この
メリットを分かりやすく伝えたいということで、
エアコンとかテレビ、冷蔵庫等については、省エ
ネ性能を五つ星から一つ星の数で表示した
り、年間の電気代の目安ですね、削減代金のよう
なものを表示していただくように小売店などに
お願いをしております。

それからもう一つ大きいのは、大臣から先ほど
御答弁させていただきましたけれども、大臣の指
示下で非常に力を入れている点というのがござい
まして、これは需要をスマートにコントロールす
る、気合ではない省エネというところでございま
す。そのために、スマートメーターの普及、時間
差別料金の導入拡大、それからHEMS、BEMS
等のエネルギー管理システムの導入等に力を入
れていきたいと考えております。

○松田公太君 ありがとうございます。

ちよつと時間がないので、もう最後に御提案と
いうことなんですけれども、例えば省エネという
のは本来電力会社と相反する、利益的に、ものな
んじやないかなと思います。これと同じような話
で、例えば医者と患者数というものがあつたかな
というふうな思っております。

実際、イギリスでは、クオリティー・アンド・
アウトカムズ・フレームワークという医療制度が
ございまして、御存じでしょうか、医者が担当地
域を持っていて、担当患者数を持っていて、その
範囲内で、例えば糖尿病患者に対して最高血圧を

百四十五以下、最低血圧を八十五以下にすれば、
その分ボーナスが加算されるという仕組みがある
んですね。これと実は同じような仕組みをイギリ
スは電力会社にも取り入れておりまして、五万家
庭以上に電力を供給している会社に関していう
と、その省エネをどんどん推進してくれという、
そういう規制を授けているわけです。

これに似たような考えを是非私も日本にも取り
入れて、これを積極的に導入していかなければ、な
かなか一休型、個人であつたり家庭であつたり
が、自分たちから独自で省エネを実現しようとい
うことには至らないんじゃないかなというふう
に思いますので、これを御提案させていただいて、
是非このような政策をつくっていただければと
思つて、以上とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○主濱了君 生活の党の主濱了でございます。ど
うぞよろしく願いいたします。

早速質問に入らせていただきますが、今回の省
エネ法改正法案の中核でありますけれども、これ
は、窓とか断熱材とか、建築材に対するいわゆる
トップランナー制度の導入であるというふうに見
ております。それで、この建築材に対するトップ
ランナー制度の導入の背景には、石油危機以降の
我が国の建築材に対するエネルギー需要を見ます
と、産業部門の使用量が減少している中で、住宅
あるいはビル分野のエネルギーの使用が上昇して
いると、こういったようなことがあると言われて
いるところがあります。

そこで、日本のマンション、ビルやプレハブ住
宅の断熱性能、これは欧米の半分ぐらいというふ
うに聞いているわけですが、この日本の住宅ある
いはビル分野の省エネの現状に対する認識と、そ
して今回の法改正の意図について、まずは伺い
しておきたいと思ひます。

○国務大臣(茂木敏充君) 委員御指摘のように、
石油ショック以降、日本は省エネに努めてまいり
ました。その結果、産業部門は当時と比べてエネ
ルギーの消費量、大体〇・九、九割ぐらいに減つ

ておりますが、一方で、住宅、ビル部門でいいま
すと二・五倍に増加という形であります。

そして、石油ショック時、このときはエネ
ルギーの総消費量、これを減らしていく必要がある
ということで、例えば夜中に深夜テレビをやらな
かつたりということ、様々なことをやり、また
省エネの技術も発達してきたわけでありますけ
れども、今回の三・一一を契機といたしましたエ
ネルギー制約というものは、まさに、もう一つ、
ピークコントロールをどうするか、こういう観点
が極めて重要だと、こんなふうな考えております。

その上で、御質問いただきました、日本のい
ゆるビル等の断熱性能であります、日本、全体
でいいますと省エネの先進国であります、住
宅、ビルの断熱材の断熱性能につきましては、例
えば東京とサンフランシスコであつたりとか、仙
台とロンドン、大体気候条件が同程度の欧米地域
と比較してみまして、建物全体から逃げる熱量を
見ますと、日本は最大で四割程度断熱性能が悪い
というところであります。また、窓の断熱性能も、気
候条件が同程度の欧米地域と比べてまして、ガラ
スを通して熱を見えますと、日本の方が四割か
ら五割断熱性能が悪いということでありまして、こ
ういった問題をクリアするためにも、今回、省エ
ネ法の改正と、国会の方で御審議をお願いしてい
るわけであります。

○主濱了君 トップランナー制度は省エネとイノ
ベーションによる産業活性化を同時に進めるもの
であり、有効であるというのには分りました。た
だ、懸念もあるわけなんです。

第一には、イノベーションとはいつても、同じ
建築材のメーカーでも小規模の建築材メーカーは
技術開発をする資金力を十分に有しているわけ
ではないということ。そして、地方には少ない生産
量で地道に個性を発揮して建築材を生産している
メーカーもある。このようなメーカーにこの制
度の導入が負担にならないかと、何らかの対応が
必要と考えるわけであり。これが第一点。

それからもう一つ。生産された建築材を購入する工務店側の問題でありますけれども、今回の制度導入によって建築材を購入する地場の工務店の経営を圧迫することにはならないか、この二点です。併せて伺いたいと思います。

○大臣政務官(佐藤ゆかり君) お答え申し上げます。

小規模の建築材メーカーに対する対応でございますけれども、トップランナー制度は生産量あるいは輸入量の多い企業をターゲットとした制度でございますので、まず中小メーカーは規制の対象外でございます。

なお、中小のメーカーでありまして、製品がトップランナー基準を満たしているメーカーにつきましては、基準を満たしている旨の表示をいただくということが可能になっております。

その上で、地場の工務店に対する対応でございますが、本法律の成立後は、法施行の検討に当たりまして、流通の中間にいる大工ですとか工務店の方々の意見を踏まえまして、委員御指摘のとおり、現場の感覚を制度の施行に十分に取込むよう努力をしまいたいと考えております。また、施行の検討を行いますに当たりまして、総合資源エネルギー調査会におきまして、中小工務店の業界団体の代表委員の方々に加わっていただきまして、実際にトップランナーの基準ですとか流通過程についても議論をすることとさせていただきますというふうに考えております。

トップランナー制度の成果を見ますと、実際にはエアコンですとか冷蔵庫等で製品の価格が低下する実績等もございますので、消費者だけでなく工務店についても望ましい効果があるというふうに考えております。

○主濱了君 断熱性が高い建材が安価で供給できたとしても、実際は建築する建築主の側が断熱性能の良い建材を使わなければ意味がないわけであります。

ヨーロッパやアメリカあるいは隣の韓国では、住宅、ビルの新築、増改築等に一定の断熱基準を

満たさないと建築基準法の建築許可が下りないと、こういったようなことがあるというふう聞いております。要するに、性能のいいものを使わせるために、日本でもマンション、ビルあるいはプレハブ住宅など、断熱基準の建築確認時の義務化について先進各国並みに制度を導入したらいいのではないかとこのように思いますが、そういう時期にきているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(橋本公博君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、増加の著しい民生部門のエネルギー消費を削減するために、住宅建築物の省エネルギー対策、それから省エネ基準への適合義務化というのは重要な政策課題であると認識をしております。このため、経済産業省、環境省と私ども国土交通省で共同いたしまして、低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議というのを設置をいたしまして、二〇二〇年までに大規模、中規模、小規模の順で新築の住宅建築物の省エネルギー基準への適合義務化を推進するというところで、そのための課題などを記載した具体的な工程表を昨年七月に公表しております。

なお、これを推進するに当たりましては、住宅供給の主要な担い手である中小工務店、大工の技術力の向上、断熱化に様々な工夫が求められる伝統的木造住宅への配慮、それから規制の必要性に対する国民の理解、規制の実効性と適正な国民負担の両立などの課題があると思っております。これらにつきましては、例えば中小の大工、工務店につきまして、省エネ施工に関する講習会というのを五年間で二十万人の方に講習を受けていただく等、国費で手当てをしておるところでございます。これらの補助あるいは融資、税制等の支援制度を最大限に活用しながら、住宅建築物の省エネ義務化を段階的に推進をしまいたいというふうに考えております。

○主濱了君 終わります。

○荒井広幸君 荒井でございます。

今度の法案につきましては、先ほど参考人の皆さんからもお話をちょうだいしましたけれども、懸念として、ピーク時の消費を抑えられても、結果としては、例えば効率が悪い自家発電等が増えれば全体のエネルギー消費は増えかねないという懸念も先ほど出されたわけでございますが、この懸念についてどうお答えになりますか。

○政府参考人(新原浩朗君) 自家発電設備でございますが、この御指摘の発電効率、これ様々でございますが、例えば、私どもがチェックしている小型のガスエンジンですと二〇％台のものがござい

ます。一方、最近出てきている最新鋭のガスエンジンの発電効率は四五％近いものでござい

ます。一般に電力会社が使っている火力発電設備の発電効率が大体私どもの調査だと三七％程度でござい

ますので、一概に自家発電設備を入れることによって全体のエネルギー消費量が増加するかどうかというのは、これは設備によって異なるわけ

でございます。そこで、累次委員から御指摘をいただいているわけでございますが、それで、今から申し上げること

で対応が十分とは全く思っておりませんが、取りあ

フロアコスト会計の中で省エネ法の定期報告の内容を記載するようにすると、企業内の省エネの意識も向上しますし、省エネの-%改善の努力目標の達成が促進されていきます。また、そうなりますと、金融機関も投資家も省エネの取組を評価して融資や投資がしやすくなるため、そうしてない現状もあるんですが、そうさせなければなら

ないと思いますが、融資がしやすくなるということでの企業はメリットを受けるわけですから、そういうつながりをつくっていったらいいかと、そういうお考えではあるかと思いますが、一石二鳥になるんですね。

これで効率の良い、多少値はかさむかもしれませんが、そうした効率の良い自家発電型設備投資への切替え、これはストックの方、それから新しく入れていく、こういう促進になるものと考え

ますが、大臣のお考えを改めてお聞かせください。○国務大臣(茂木敏充君) 荒井議員の方から御持論であります。マテリアルフロアコストについて五回目の御質問をいただいたかと思うんですが、御案内のとおり、マテリアルフロアコスト、製品ごとに無駄を見える化するといった意味で、企業の自主的な取組であります。一つの有効な手段だと、こんなふうに考えております。

一方で、省エネ法の方は、特に大企業を中心といたしまして、事業所であったりとか事業者ごとに使用するエネルギー源まで含めたトータル

エネルギーの使用状況の改善、これの見える化を進める、私は両方重要なんだと思います。それを同時に進めることによりまして更なる省エネが進んでいくということが極めて重要だと考えており

ます。○荒井広幸君 いつも一分を残して大臣の答弁求めましたので、少し余裕があつて答弁できたかというふうに思います。

災者が十分な期間にわたって賠償を請求する権利を行使するように時効について必要な措置をとることの内容ですが、そういうようなことが不十分なので衆議院の委員会では附帯決議が成っているんです。ということは、ちよつとこれ欠陥商品ではないかなと、こういうふうに思います。結論的に言いますと、原発事故が収束するまでは賠償請求は消滅しないと、この原点に立った国会としての責任として立法が必要なんではないかと思うんです。

これはどういうことかというふうに申し上げますと、安倍総理は五月十五日に、原子力安全対策の不作為ということがあったことをお認めになりました。これは政府に責任があったということでありまして、初めてのことでした。この二月の十九日には、安倍総理は福島を度々訪問されておられますが、原発事故は収束しているとは言えないという旨の正しい認識の御意見もされているんです。

私はこの二件を高く評価しているわけなんです。が、今度のこの閣法は一見親切そうに見えて、これはやらなくてはならないことで有り難いものの、実は実態にそぐわないので、被災者を切り捨てるその契機になつてしまふんじゃないかなという懸念、おそれを私は強く持っております。例えば、事故を起こした政府が被害者の最低限の権利、損害賠償の権利ですね、これを守るという当然の責任感からくる工夫といえますが、もう少しのやりようというのを考えなかつたのではないかなというふうに思うんです。取りあえずみない話なんです。

ところが、私はこれは、東電はどういうふうに言っているかというところ、東電は二月に、それから度々聞かれると、時効の完成をもつて一律に賠償請求を断ることは考えていないというところは再三言っているようなんですが、我々福島県民として、委員長も私も県会議員をやつてまいりましたけれども、度々、東電のこうした問題はあつたんです、この事故の前にも。その体質と対応から見

て、本当にそういうことを言葉どおり信じているものか、こういうことを思っているんです。ましてやこの大事故でございまして、その間の賠償の支払というのを見ても、どうもこれは危ない。ですから、法律できちんとする必要がありま

す。例えば、そのやる必要は民法の問題でございしますが、三年時効というのは民法にあるから、これを今その消滅をさせないということをする法律なんです。これだけ多くの方がいまだに自宅に戻れないというのは、もう今までの公害的なものでいったら例がありません。

そして、十六万人を始め福島県民にはそれぞれの異なる被害の事情があるんです。そして、原発事故特有でございしますが、将来に問題になるかもしれない健康被害や風評被害などへの賠償の可能性というものが全くなくなるというようないことは分らないんです。特に、数十年後に低線量被曝の影響がどんな形で県民の皆さん含め現れるかは未知数です。

ですから、東電がダイレクトメールを送りましたよ、さあ、どうぞというふうなことでのやり方で聞いていたとか聞いていないということだけでは割り切れないし、同時に、避難区域民の中の一つたつた一割なんです。また、原発ADRというのと、東電、これでは不十分だよと言っているのはまだ一割なんです。まだまだ増えます。

そして、まだ収束していないから、もう力が抜けちゃつて、意識するとしなやかかわらず申し立てていない人もたくさんいるんです。これが先ほど私が言つた実態にそぐわないという点なんです。ですから、この法律を変えていかなければなりません、泣き寝入りさせないようにするために。

例えば日弁連なども指摘していますが、鉱業法、これは進行中の損害についてはその進行がやんだときから起算していくという旨の規定がされているんですが、原発事故災害、福島県は進行中であり、事故は収束していません、ネズミ一匹の

問題含め。これをこうした鉱業法なども参考にし

て実態に合わせ時効を延長できる、この閣法ではない新しい特別時効法を作る必要があると思

いますが、まず文科省の考え、そして経産大臣というよりも特別担当の大臣として、特命大臣としてお考えを聞かせてください。

○委員長(増子輝彦君) 残り時間一分を切つておりますから、簡略にお答えを願いたいと思

います。○政府参考人(鬼澤佳弘君) お答えいたします。今回の事故の損害賠償につきましては、適正な賠償が迅速にかつ円滑に実施されることが最優先であると考

えております。文科省としても、今回提出する法案のほか、東京電力に対して、消滅時効に関して柔軟な対応、これをお願いして

いますし、きめ細かなまた被害者の把握、これも対応をお願いしているところでございます。

今後、国の要請に対する東京電力の取組と、まだ請求をされていない被害者の方々の実情をよく見極めまして、さらに、時効によつて適切な賠償請求ができなくなる事態がないよう、必要に応じ

て、必要な対応について関係省庁とも連携して検討してまいりたいと考えております。

○国務大臣(茂木敏充君) 被災者、被害者の皆さんは、それぞれに異なる事情をお持ちであります。そういったそれぞれの事情に応じた丁寧な賠償等々を行つていくことが必要だと考えており

まして、民法においても、事故後三年以上経過した後に放射能による健康被害など新たな損害が発生した場合に賠償請求は可能であるとされてお

りまして、こういった民法の規定も踏まえながら、必要な対応についてしっかりとやつてまいりたいと思つております。

〔賛成者挙手〕
○委員長(増子輝彦君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。この際、安井さんから発言を求められておりますので、これを許します。安井美沙子さん。
○安井美沙子君 私は、ただいま可決されましたエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党、生活の党及び新党改革の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一 新たなエネルギー戦略の立案に際しては、中長期のエネルギー需要の予測を踏まえ、供給面及び省エネルギー面の目標を早急に明確化するとともに、省エネルギーが新たな成長分野として有望であることに鑑み、産業、運輸、民生各部門における効果的な総合プログラムを早急に構築すること。
二 電力需要のピーク対策を促すための判断基準の設定に当たっては、過度にエネルギー消費を増やすこととならないよう、その算出方法、ピーク時間等は適切に設定するとともに、電力需給状況を踏まえ柔軟に見直すこと。また、事業者が過度な負担となることのないよう十分実態を踏まえたものとする。

三 電力需要のピーク対策を効率的に推進するため、電力会社に対し、スマートメーター及び時間差別・季節別の料金メニューの導入を

より一層促すとともに、開発が進む蓄電池やエネルギー管理システムの早期の普及拡大を図ること。

四 省エネルギー性能に優れた建築材料の普及拡大により、民生部門の省エネルギーを一層推進するため、トップランナー制度について表示の在り方を工夫するなど消費者等への周知徹底を図るとともに、中小メーカーに過度な負担となることのないよう実態を踏まえた制度設計に努めること。あわせて、トップランナー制度の更なる充実に向け、産業の動向に応じて対象品目や基準の見直しに努めること。

五 建築確認時の省エネルギー基準適合義務化については、多様な新築住宅・建築物の状況を踏まえ、消費者への負担が過度とならないよう、関係府省間の連携の下、技術革新によるコスト削減の加速を促すなどの支援措置を講じつつ、制度の円滑な実施のための環境整備を図ること。特に地域の中小工務店等の施工事業者の技術向上に向けた支援措置を速やかに実施すること。あわせて、伝統的木造住宅などに十分配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(増子輝彦君) ただいま安井さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(増子輝彦君) 全会一致と認めます。よって、安井さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、茂木経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。茂木経済産業大臣。

○国務大臣(茂木敏充君) ただいま御決議のありました本法案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(増子輝彦君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増子輝彦君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時六分散会

平成二十五年六月五日印刷

平成二十五年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D